

原管発官 R2 第 223 号
令和 2 年 12 月 9 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

設計及び工事計画変更認可申請書
(柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機の設計及び工事の計画の変更)

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 2 項の規定により別紙のとおり設計及び工事の計画の変更の認可を受けたいので申請します。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所

第 7 号機

設計及び工事計画変更認可申請書本文及び添付書類

東京電力ホールディングス株式会社

別 紙

本設計及び工事計画変更認可申請書は、「柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 設計及び工事計画認可申請書本文及び添付書類」（令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可）についての変更認可申請である。

申請範囲

今回の申請範囲は、柏崎刈羽原子力発電所第7号機の次の部分であります。
(設計及び工事の計画の変更に該当するものに限る。)

6. 放射線管理施設

2 換気設備

2.2 緊急時対策所換気空調系

(4) 送風機

・可搬型

- a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）
- b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）
- c. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）

4 放射線管理施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格

5 放射線管理施設に係る工事の方法

8. その他発電用原子炉の附属施設

4 火災防護設備

2 消火設備

(2) 容器

・常設

- b. 二酸化炭素消火設備二酸化炭素ボンベ
- g. 中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備ハロゲン化物ボンベ

3 火災防護設備の基本設計方針，適用基準及び適用規格

4 火災防護設備に係る工事の方法

柏崎刈羽原子力発電所第7号機
設計及び工事計画変更認可申請書本文及び添付書類
目 録

- I 名称及び住所並びに代表者の氏名
- II 工事計画
- III-I 工事工程表
- III-II 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
- IV 変更の理由
- V 添付書類
 - V-1 説明書
 - V-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書
 - V-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
 - V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書
 - V-1-1-1-2 発電用原子炉の設置の許可（本文（十一号））との整合性に関する説明書
 - V-1-1-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
 - V-1-1-5-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）
 - V-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
 - V-1-1-7-別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針
 - V-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
 - V-1-1-10 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
 - V-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
 - V-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
 - V-1-10-7 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 放射線管理施設
 - V-1-10-12 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 火災防護設備
 - V-2 耐震性に関する説明書
 - V-2-別添1 火災防護設備の耐震性に関する説明書
 - V-2-別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針
 - V-2-別添1-4 ボンベラックの耐震計算書
 - V-2-別添1-8 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価
 - V-2-別添3 可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書
 - V-2-別添3-1 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針
 - V-2-別添3-5 可搬型重大事故等対処設備のうちその他設備の耐震計算書
 - V-2-別添3-6 可搬型重大事故等対処設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果

V-5 図面

7. 放射線管理施設

7.2 換気設備

7.2.2 緊急時対策所換気空調系

- ・放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）に係る機器の配置を明示した図面（その2）

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第7-2-2-1-2図「放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）に係る機器の配置を明示した図面（その2）」による。】

- ・放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）の系統図（その1）（重大事故等対処設備）

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第7-2-2-3-1図「放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）の系統図（その1）（重大事故等対処設備）」による。】

- ・放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）の構造図 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第7-2-2-4-1図「放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）の構造図 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機」による。】

- ・放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）の構造図 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第7-2-2-4-2図「放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）の構造図 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機」による。】

- ・放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）の構造図 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第7-2-2-4-3図「放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）の構造図 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機」による。】

9. その他発電用原子炉の附属施設

9.3 火災防護設備

9.3.2 消火設備

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）に係る機器の配置を明示した図面（その1）

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第9-3-2-1-2-1図「その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）に係る機器の配置を明示した図面（その1）」による。】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）に係る機器の配置を明示した図面（その2）

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第9-3-2-1-2-2図 「その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）に係る機器の配置を明示した図面（その2）」による。】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備）に係る機器の配置を明示した図面

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第9-3-2-1-7-1図 「その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備）に係る機器の配置を明示した図面」による。】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）の系統図（その1）（設計基準対象施設）

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第9-3-2-3-2-1図 「その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）の系統図（その1）（設計基準対象施設）」による。】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）の系統図（その2）（設計基準対象施設）

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第9-3-2-3-2-2図 「その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）の系統図（その2）（設計基準対象施設）」による。】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備）の系統図（設計基準対象施設）

【令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の第9-3-2-3-7-1図 「その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備）の系統図（設計基準対象施設）」による。】
- ・第9-3-2-4-2-1図 その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）の構造図

用二酸化炭素ボンベ
- ・第9-3-2-4-2-2図 その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（二酸化炭素消火設備）の構造図 用二酸化炭素ボンベ
- ・第9-3-2-4-7-1図 その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備）の構造図 中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備用ハロゲン化物ボンベ

注:令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画の他の添付書類については、当該設計及び工事の計画の変更に関係せず、記載内容に変更はない。

I 名称及び住所並びに代表者の氏名

I 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東京電力ホールディングス株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

II 工事計画

Ⅱ 工事計画

一 発電用原子炉施設

1. 発電用原子炉を設置する事業所の名称及び所在地

名 称	柏崎刈羽原子力発電所
所 在 地	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

2. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力	8,212,000kW
1号機	1,100,000kW
2号機	1,100,000kW
3号機	1,100,000kW
4号機	1,100,000kW
5号機	1,100,000kW
6号機	1,356,000kW
7号機	1,356,000kW（今回申請分）
周 波 数	50Hz

- (4) 送風機の名称, 種類, 容量, 主要寸法, 個数及び取付箇所並びに原動機の種類, 出力, 個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気の流入率
- ・可搬型
- a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(ファン)(6,7号機共用)

				変 更 前	変 更 後
名 称				5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)可搬型陽圧化空調機 (ファン) (6,7号機共用)	
送風機	種 類	—		遠心式	
	容 量	m ³ /h/個		560 以上(600 ^{*1})	
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	113.2 ^{*1}	
		吐 出 口 径	mm	100 ^{*1}	
		た て	mm	1338 ^{*1}	
		横	mm	537 ^{*1}	
		高 さ	mm	476 ^{*1}	
	個 数	—		1 (予備 1)	
	取 付 箇 所	—	—	保管場所: 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所: 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 付近	変更なし
		溢水防護上の 区 画 番 号		K5TSC	
		溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		0.00m	
原動機	種 類	—		三相誘導電動機	
	出 力	kW/個		0.7	0.37
	個 数	—		1 (予備 1)	
	取 付 箇 所	—		送風機と同じ	変更なし
設計上の空気の流入率				回/h	— ^{*2}

注記*1 : 公称値を示す。

*2 : 陽圧維持できるよう加圧するため, 空気流入はない。

b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）

				変 更 前	変 更 後
名 称				5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）可搬型陽圧化空調機 （ファン） （6,7号機共用）	
送風機	種 類	—		遠心式	変更なし
	容 量	m ³ /h/個		469 以上 (600 ^{*1})	
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	113.2 ^{*1}	
		吐 出 口 径	mm	100 ^{*1}	
		た て	mm	1338 ^{*1}	
		横	mm	537 ^{*1}	
		高 さ	mm	476 ^{*1}	
	個 数		—	2（予備 1）	
	取 付 箇 所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： (5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）付近)	
		溢水防護上の 区 画 番 号		K5TSC	
		溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		0.00m	
原動機	種 類	—		三相誘導電動機	0.37 変更なし
	出 力	kW/個		0.7	
	個 数	—		2（予備 1）	
	取 付 箇 所	—		送風機と同じ	
設計上の空気の流入率			回/h	— ^{*2}	

注記*1：公称値を示す。

*2：陽圧維持できるよう加圧するため、空気流入はない。

c. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）

				変 更 前	変 更 後
名 称				5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （対策本部）可搬型外気取入送風機 （6,7号機共用）	
送風機	種 類	—		遠心式	変更なし
	容 量	m ³ /h/個		560 以上 (600*)	
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	125*	
		吐 出 口 径	mm	100*	
		た て	mm	715*	
		横	mm	364*	
		高 さ	mm	536*	
	個 数		—	2（予備 1）	
	取 付 箇 所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： (5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 付近)	
		溢水防護上の 区 画 番 号		K5TSC	
		溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		0.00m	
原動機	種 類	—		単相誘導電動機	0.37
	出 力	kW/個		0.7	
	個 数	—		2（予備 1）	
	取 付 箇 所	—		送風機と同じ	
設計上の空気の流入率		回/h		—	変更なし

注記*：公称値を示す。

4 放射線管理施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文のうち，本工事内容に係る部分に限る。

変更前	変更後
用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	変更なし
第 1 章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等，5. 設備に対する要求（5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。） ， 6. その他」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項目」に基づく設計とする。	変更なし

なお，原子炉冷却系統施設の「(1) 基本設計方針 第 1 章 共通項目」については，令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画による。

変更前	変更後
第2章 個別項目 2. 換気設備, 生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は, 原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に, 中央制御室内にとどまり必要な操作及び措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し, 運転員の勤務形態を考慮し, 事故後 30 日間において, 運転員が中央制御室に入り, とどまっても, 中央制御室遮蔽(「6,7 号機共用」(以下同じ。))を透過する放射線による線量, 中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が, 中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系, 中央制御室遮蔽, 二次遮蔽壁及び補助遮蔽の機能とあいまって, 「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づく被ばく評価により, 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される 100mSv を下回る設計とする。 また, 運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため, 気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガスやばい煙, 有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合においても, 中央制御室可搬型陽圧化空調機(ファン)(「6,7 号機共用」(以下同じ。)), 中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)(「6,7 号機共用」(以	変更なし

変更前	変更後
下同じ。)), 中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ) (「6, 7 号機共用」 (以下同じ。)), 中央制御室遮蔽, 中央制御室待避室遮蔽 (常設) (「6, 7 号機共用」 (以下同じ。)) 及び中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) (「6, 7 号機共用」 (以下同じ。)) により, 運転員が中央制御室にとどまることができる設計とする。 運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備を施設し, 中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量, 中央制御室に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が, 全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し, その実施のための体制を整備することで, 中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系, 中央制御室遮蔽, 中央制御室待避室遮蔽 (常設), 中央制御室待避室遮蔽 (可搬型), 二次遮蔽壁, 補助遮蔽, 中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ) の機能とあいまって, 運転員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合における居住性に係る被ばく評価では, 設計基準事故時の手法を参考にするとともに, 炉心の著しい損傷が発生した場合に放出される放射性物質の種類, 全交流動力電源喪失時の中央制御室可搬型陽圧化空調機 (ファン) の起動遅れ等, 炉心の著しい損傷が発生した場合の評価条件を適切に考慮する。 炉心の著しい損傷後に格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に, 運転員の被ばくを低減するた	変更なし

変更前	変更後
め、中央制御室待避室には、遮蔽設備として、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）及び中央制御室待避室遮蔽（可搬型）を設ける設計とする。中央制御室待避室は、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）で陽圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）及び中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において仮設ダクトを用いて中央制御室を陽圧化することにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。 身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。 重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンプタイプ）（6, 7	変更なし

変更前	変更後
号機共用) (個数 4 (予備 1)) によりできる設計とする。 重大事故等が発生した場合において, 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として, 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 (「6, 7 号機共用」 (以下同じ。)), 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 (「6, 7 号機共用」 (以下同じ。)), 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 (「6, 7 号機共用」 (以下同じ。)), 二次遮蔽壁, 補助遮蔽, 緊急時対策所換気空調系の設備, 可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設置又は保管する設計とする。 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽, 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽, 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽, 二次遮蔽壁及び補助遮蔽は, 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって, 緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。 緊急時対策所換気空調系の設備のうち, 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機 (ファン) 及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) は, 仮設ダクトを用いて 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) を陽圧化し, 放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また, 緊急時対策所換気空調系の 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 (空気ポンプ) は, 放射性雲通過時において, 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) を陽圧化し, 希ガスを含む放射性物質の侵入を防	変更なし

変更前	変更後
止できる設計とする。 緊急時対策所換気空調系の設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所換気空調系の設備による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、要員の汚染が確認された場合は、要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、5号機原子炉建屋内緊急時対	変更なし

変更前	変更後
策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（6,7号機共用,5号機に保管）（個数4（予備1））によりできる設計とする。 2.2 換気設備 2.2.4 緊急時対策所換気空調系 緊急時対策所換気空調系の設備として,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の居住性を確保するため,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（「6,7号機共用」（以下同じ。））,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6,7号機共用」（以下同じ。））,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（「6,7号機共用」（以下同じ。））,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）（「6,7号機共用」（以下同じ。））を保管する設計とする。 また,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の居住性を確保するため,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（「6,7号機共用」（以下同じ。））,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6,7号機共用」（以下同じ。））,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）（「6,7号機共用」（以下同じ。））を保管する設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空	変更なし

変更前	変更後
気ボンベ) は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ボンベ) は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号機原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。 緊急時対策所換気空調系は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。 緊急時対策所換気空調系は、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。	変更なし

変更前	変更後
4. 主要対象設備 放射線管理施設の対象となる主要な設備について、「表 1 放射線 管理施設の主要設備リスト」に示す。	変更なし

表 1 放射線管理施設の主要設備リスト*1

			変 更 前					変 更 後				
設備区分	系統名	機 器 区 分	名 称	設計基準対象施設*2		重大事故等対処設備*2		名 称	設計基準対象施設*2		重大事故等対処設備*2	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
換気設備	緊急時対策所換気空調系	送風機	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機 (ファン) (6,7号機共用)	—		可搬／防止 可搬／緩和	—	変更なし				
			5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機 (ファン) (6,7号機共用)	—		可搬／防止 可搬／緩和	—					
			5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機 (6,7号機共用)	—		可搬／緩和	—					

注記*1：令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された工事計画の「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」のうち，本工事計画の対象を示す。

*2：表1に用いる略語の定義は「付表1」による。

付表 1 略語の定義 (1/3)

		略 語	定 義
設計基準対象施設	耐震重要度分類	S	耐震重要度分類における S クラス（津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）
		S *	S クラス施設のうち，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備 なお，基準地震動による地震力に対して，それぞれの施設及び設備に 要求される機能（津波防護機能，浸水防止機能及び津波監視機能をい う。）を保持するものとする。
		B	耐震重要度分類における B クラス（B－1，B－2 及び B－3 を除 く。）
		B－1	B クラスの設備のうち，共振のおそれがあるため，弾性設計用地震動 S d に 2 分の 1 を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持でき る設計とするもの
		B－2	B クラスの設備のうち，波及的影響によって，耐震重要施設がその安 全機能を損なわないように設計するもの
		B－3	B クラスの設備のうち，基準地震動による地震力に対して，使用済燃 料貯蔵プールの冷却，給水機能を保持できる設計とするもの
		C	耐震重要度分類における C クラス（C－1，C－2 及び C－3 を除 く。）
		C－1	C クラスの設備のうち，波及的影響によって，耐震重要施設がその安 全機能を損なわないように設計するもの
		C－2	C クラスの設備のうち，基準地震動による地震力に対して，火災感知 及び消火の機能並びに地震時の溢水伝播を防止する機能を保持でき る設計とするもの
		C－3	C クラスの設備のうち，基準地震動による地震力に対して非常時にお ける海水の取水機能を保持できる設計とするもの
		—	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの

付表 1 略語の定義 (2/3)

		略 語	定 義
設計基準対象施設	機器クラス	クラス 1	技術基準規則第二条第二項第三十二号に規定する「クラス 1 容器」, 「クラス 1 管」, 「クラス 1 ポンプ」, 「クラス 1 弁」又はこれらを支持する構造物
		クラス 2	技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定する「クラス 2 容器」, 「クラス 2 管」, 「クラス 2 ポンプ」, 「クラス 2 弁」又はこれらを支持する構造物
		クラス 3	技術基準規則第二条第二項第三十四号に規定する「クラス 3 容器」又は「クラス 3 管」
		クラス 4	技術基準規則第二条第二項第三十五号に規定する「クラス 4 管」
		格納容器*1	技術基準規則第二条第二項第二十八号に規定する「原子炉格納容器」
		炉心支持構造物	原子炉圧力容器の内部において燃料集合体を直接に支持するか又は拘束する部材
		火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの
		Non	上記以外の容器, 管, ポンプ, 弁又は支持構造物
		—	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの又は上記以外のもの

付表 1 略語の定義 (3/3)

		略 語	定 義
重 大 事 故 等 対 処 設 備	設 備 分 類	常設／防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備」
		常設耐震／防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故防止設備」
		常設／防止 (DB 拡張)	常設重大事故防止設備（設計基準拡張）： 設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの
		常設／緩和	技術基準規則第四十九条第一項第三号に規定する「常設重大事故緩和設備」
		常設／緩和 (DB 拡張)	常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）： 設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの
		常設／その他	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備以外の常設重大事故等対処設備
		可搬／防止	重大事故防止設備のうち可搬型のもの
		可搬／緩和	重大事故緩和設備のうち可搬型のもの
		可搬／その他	可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備以外の可搬型重大事故等対処設備
		—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの
	重 大 事 故 等 機 器 ク ラ ス	S A クラス 2	技術基準規則第二条第二項第三十八号に規定する「重大事故等クラス 2 容器」, 「重大事故等クラス 2 管」, 「重大事故等クラス 2 ポンプ」, 「重大事故等クラス 2 弁」又はこれらを支持する構造物
		S A クラス 3	技術基準規則第二条第二項第三十九号に規定する「重大事故等クラス 3 容器」, 「重大事故等クラス 3 管」, 「重大事故等クラス 3 ポンプ」又は「重大事故等クラス 3 弁」
		火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの又は使用条件を踏まえ, 十分な強度を有していることを確認できる一般産業品規格を準用するもの
		—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの又は上記以外のもの

注記＊1 : 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005 年版（2007 年追補版含む。））
 <第 I 編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 -2005/2007」（日本機械学会）における「クラス MC」である。

(2) 適用基準及び適用規格	変 更 前	変 更 後
第 1 章 共通項目 放射線管理施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第 1 章 共通項目」に示す。		変更なし
第 2 章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。 ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 4 号） ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号） ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 5 7 号） 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 4 2 号）＊ ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 5 7 号） 事務所衛生基準規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 4 3 号） ・ 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（昭和 51 年 9 月 28 日原子力委員会決定） ・ 「被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について」（平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承） ・ 発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定） ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について（平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承） ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定） ・ 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定） ・ 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定） ・ 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程（J E A C 4 6 2 2-2009） ・ 原子力発電所放射線遮へい設計規程（J E A C 4 6 1 5-2008） ・ 安全機能を有する計測制御装置の設計指針（J E A G 4 6 1 1-2009） ・ 原子力発電所放射線遮へい設計指針（J E A G 4 6 1 5-2003） ・ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号）		変更なし

注記＊：記載の適正化を行う。令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画には「酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 6 月 8 日 9 月 30 日労働省令第 4 2 号）」と記載。

上記のほか「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」を参照する。
なお、原子炉冷却系統施設及び浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第 1 章 共通項目」については、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画による。

5 放射線管理施設に係る工事の方法

各施設区分共通の工事の方法を以下に示す。

放射線管理施設に係る工事の方法は、「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」,
「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。

変更前*	変更後
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の方法として、原子炉設置（変更）許可を受けた事項，及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の要求事項に適合するための設計（基本設計方針及び要目表）に従い実施する工事の手順と，それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。 これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。 1. 工事の手順 1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-2 に示す。 1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査 燃料体に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-3 に示す。 2. 使用前事業者検査の方法 構造，強度及び漏えいを確認するために十分な方法，機能及び性能を確認するために十分な方法，その他発電用原子炉施設が設計及び工事の計画に従って施設されたものであることを確認するために十分な方法により，使用前事業者検査を図 1-1，図 1-2 及び図 1-3 のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより，抽出されたものの検査を実施する。 また，使用前事業者検査は，検査の時期，対象，方法，検査体制に加えて，検査の内容と重要度に応じて立会い，抜取り立会い，記録確認のいずれかとすることを要領書等で定め実施する。 2.1 構造，強度又は漏えいに係る検査 2.1.1 構造，強度又は漏えいに係る検査 構造，強度又は漏えいに係る検査ができるようになったとき，表 2-1 に示す検査を実施する。	変 更 な し

変更前*			変更後
表 2-1 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体を除く）*1			変 更 な し
検査項目	検査方法		判定基準
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度又は漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査） ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること、技術基準に適合するものであること。
	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。
	外観検査	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
	組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査）	組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりに組立て、据付けされていること。
	状態確認検査	評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
	耐圧検査*2	技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。
	漏えい検査*2	耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。なお、漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	著しい漏えいのないこと。
	原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	地盤の地質状況が、原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。	設工認のとおりであること。
	建物・構築物の構造を確認する検査	主要寸法、組立方法、据付位置及び据付状態等が工事計画のとおり製作され、組み立てられていることを確認する。	設工認のとおりであること。
注記*1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 *2：耐圧検査及び漏えい検査の方法について、表 2-1 によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「耐圧試験等」の方針によるものとする。			
2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「技術基準解釈」という。）に適合す			

変更前*	変更後
るよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。 (1) あらかじめ確認する事項 次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格（J S M E S N B 1-2007）又は（J S M E S N B 1-2012/2013）」（以下「溶接規格」という。）第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準に従い、表2-2、表2-3に示す検査を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。 ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第81号）第2条に基づき、通商産業大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。 ・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。 ① 溶接施工法に関すること ② 溶接士の技能に関すること なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-2、表2-3に示す検査は要さないものとする。 ① 溶接施工法に関すること ・平成12年6月30日以前に電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。 ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づく溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・平成25年7月8日以降、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設をいう。 ② 溶接士の技能に関すること	変 更 な し

変更前*		変更後
・溶接規格第 3 部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5 に示されている溶接士が溶接を行う場合。 ・溶接規格第 3 部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5 の有効期間内に溶接を行う場合。		
表 2-2 あらかじめ確認すべき事項（溶接施工法）		
検査項目	検査方法及び判定基準	変 更 な し
溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が溶接検査計画書のとおりを実施されることを確認する。	
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。	
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。	
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靱性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
（判定）*	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。	
注記* ：（ ）は検査項目ではない。		

変更前*		変更後
表 2-3 あらかじめ確認すべき事項（溶接士）		変 更 な し
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名，溶接訓練歴等，及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであり，溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面に開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	曲げ試験を行い，欠陥の有無を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
（判定）*	以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	
注記*：（ ）は検査項目ではない。		
(2) 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項 発電用原子炉施設のうち技術基準第 17 条第 15 号，第 31 条，第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号の主要な耐圧部の溶接部について，表 2-4 に示す検査を行う。 また，以下の①又は②に限り，原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器に対してテンパービード溶接を適用することができ，この場合，テンパービード溶接方法を含む溶接施工法の溶接部については，表 2-4 に加えて表 2-5 に示す検査を実施する。 ① 平成 19 年 12 月 5 日以前に電気事業法に基づき実施された検査において溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法 ② 以下の規定に基づく溶接施工法確認試験において，溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法 - 平成 12 年 6 月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令（昭和 45 年通商産業省令第 81 号）第 2 条に基づき，通商産業大臣の許可を受けた特殊な溶接方法 - 平成 12 年 7 月以降に，一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備技術検査協会による確性試験による適合性確認を受けた特殊な溶接方法		

変更前*		変更後
表 2-4 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項		変 更 な し
検査項目	検査方法及び判定基準	
適用する溶接施工法, 溶接土の確認	適用する溶接施工法, 溶接土について, 表 2-2 及び表 2-3 に示す適合確認がなされていることを確認する。	
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。	
開先検査	開先形状, 開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。	
溶接作業検査	あらかじめの確認において, 技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接土により溶接施工しているかを確認する。	
熱処理検査	溶接後熱処理の方法, 熱処理設備の種類及び容量が, 技術基準に適合するものであること, また, あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い, その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。	
機械検査	溶接部について機械試験を行い, 当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。	
耐圧検査* ¹	規定圧力で耐圧試験を行い, これに耐え, かつ, 漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は, 可能な限り高い圧力で試験を実施し, 耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状, 外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。	
(適合確認)* ²	以上の全ての工程において, 技術基準に適合していることが確認された場合, 当該溶接部は技術基準に適合するものとする。	
注記*1: 耐圧検査の方法について, 表 2-4 によらない場合は, 基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造等」の方針によるものとする。 *2: () は検査項目ではない。		

変更前*					変更後
表 2-5 溶接施工した構造物に対して確認する事項（テンパービード溶接を適用する場合）					
検査項目	検査方法及び判定基準	同種材の溶接	クラッド材の溶接	異種材の溶接	バタリング材の溶接
材料検査	1. 中性子照射 10^{10} nvt 以上受ける設備を溶接する場合に使用する溶接材料の銅含有量は、0.10%以下であることを確認する。	適用	適用	適用	適用
	2. 溶接材料の表面は、錆、油脂付着及び汚れ等がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用
開先検査	1. 当該施工部位は、溶接規格に規定する溶接後熱処理が困難な部位であることを図面等で確認する。	適用	適用	適用	適用
	2. 当該施工部位は、過去に当該溶接施工法と同一又は類似の溶接後熱処理が不要な溶接方法を適用した経歴を有していないことを確認する。	適用	適用	適用	適用
	3. 溶接を行う機器の面は、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用
	4. 溶接深さは、母材の厚さの2分の1以下であること。	適用	—	適用	—
	5. 個々の溶接部の面積は650cm ² 以下であることを確認する。	適用	—	適用	—
	6. 適用する溶接施工法に、クラッド材の溶接開先底部とフェライト系母材との距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。	—	適用	—	—
	7. 適用する溶接施工法に、溶接開先部がフェライト系母材側へまたがって設けられ、そのまたがりの距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。	—	—	適用	—
溶接作業検査	自動ティグ溶接を適用する場合は、次によることを確認する。				
	1. 自動ティグ溶接は、溶加材を通電加熱しない方法であることを確認する。	適用	適用	適用	適用
	2. 溶接は、適用する溶接施工法に規定された方法に適合することを確認する。				
	①各層の溶接入熱が当該施工法に規定する範囲内で施工されていることを確認する。	適用	適用	適用	適用
	②2層目端部の溶接は、1層目溶接端の母材熱影響部（1層目溶接による粗粒化域）が適切なテンパー効果を受けるよう、1層目溶接端と2層目溶接端の距離が1mmから5mmの範囲であることを確認する。	適用	—	適用	—
	③予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用
	④当該施工法にパス間温度が規定されている場合は、温度制限を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用
非破壊検査	⑤当該施工法に、溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と保持時間が規定されている場合は、その規定を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用
	⑥余盛り溶接は、1層以上行われていることを確認する。	適用	—	適用	—
	⑦溶接後の温度保持終了後、最終層ビードの除去及び溶接部が平滑となるよう仕上げ加工されていることを確認する。	適用	—	適用	—
	溶接部の非破壊検査は、次によることを確認する。				
	1. 1層目の溶接終了後、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	—	—	—
	2. 溶接終了後の試験は、次によることを確認する。				
	①溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に実施していることを確認する。	適用	適用	適用	適用
非破壊検査	②予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用
	③超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	—	適用	適用	—
	④超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	—	—	—
	⑤放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	—	—	—	適用
	3. 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去した面に欠陥がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用

変
更
な
し

変更前*			変更後																								
2.1.3 燃料体に係る検査 燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表2-6に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。 (1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時 (2) 燃料要素の加工が完了した時 (3) 加工が完了した時 また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。 表2-6 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体）* <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th colspan="2">検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)燃料材,燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成,構造又は強度に係る検査</td><td>材料検査</td><td>使用されている材料の化学成分,機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。</td><td rowspan="8">設工認のとおりであること,技術基準に適合するものであること。</td></tr> <tr> <td>寸法検査</td><td>主要寸法が工事計画のとおりであり,許容寸法内であることを確認する。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">(2)燃料要素に係る次の検査 ①寸法検査 ②外観検査 ③表面汚染密度検査 ④溶接部の非破壊検査 ⑤漏えい検査（この表の(3)③に掲げる検査が行われる場合を除く。）</td><td>外観検査</td><td>有害な欠陥等がないことを確認する。</td></tr> <tr> <td>表面汚染密度検査</td><td>表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。</td></tr> <tr> <td>溶接部の非破壊検査</td><td>溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">(3)組み立てられた燃料体に係る次の検査 ①寸法検査 ②外観検査 ③漏えい検査（この表の(2)⑤に掲げる検査が行われる場合を除く。） ④質量検査</td><td>漏えい検査</td><td>漏えい試験における漏えい量が,技術基準の規定を満足することを確認する。</td></tr> <tr> <td>質量検査</td><td>燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり,許容値内であることを確認する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 注記*：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。			検査項目	検査方法		判定基準	(1)燃料材,燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成,構造又は強度に係る検査	材料検査	使用されている材料の化学成分,機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること,技術基準に適合するものであること。	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおりであり,許容寸法内であることを確認する。	(2)燃料要素に係る次の検査 ①寸法検査 ②外観検査 ③表面汚染密度検査 ④溶接部の非破壊検査 ⑤漏えい検査（この表の(3)③に掲げる検査が行われる場合を除く。）	外観検査	有害な欠陥等がないことを確認する。	表面汚染密度検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。	溶接部の非破壊検査	溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。	(3)組み立てられた燃料体に係る次の検査 ①寸法検査 ②外観検査 ③漏えい検査（この表の(2)⑤に掲げる検査が行われる場合を除く。） ④質量検査	漏えい検査	漏えい試験における漏えい量が,技術基準の規定を満足することを確認する。	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり,許容値内であることを確認する。			変 更 な し
検査項目	検査方法		判定基準																								
(1)燃料材,燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成,構造又は強度に係る検査	材料検査	使用されている材料の化学成分,機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること,技術基準に適合するものであること。																								
	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおりであり,許容寸法内であることを確認する。																									
(2)燃料要素に係る次の検査 ①寸法検査 ②外観検査 ③表面汚染密度検査 ④溶接部の非破壊検査 ⑤漏えい検査（この表の(3)③に掲げる検査が行われる場合を除く。）	外観検査	有害な欠陥等がないことを確認する。																									
	表面汚染密度検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。																									
	溶接部の非破壊検査	溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。																									
(3)組み立てられた燃料体に係る次の検査 ①寸法検査 ②外観検査 ③漏えい検査（この表の(2)⑤に掲げる検査が行われる場合を除く。） ④質量検査	漏えい検査	漏えい試験における漏えい量が,技術基準の規定を満足することを確認する。																									
	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり,許容値内であることを確認する。																									

変更前*		変更後						
2.2 機能又は性能に係る検査 機能又は性能を確認するため、以下のとおり検査を行う。 ただし、表 2-1 の表中に示す検査により機能又は性能を確認できる場合は、表 2-7、表 2-8 又は表 2-9 の表中に示す検査を表 2-1 の表中に示す検査に替えて実施する。 また、改造、修理又は取替えの工事であって、燃料体を挿入できる段階又は臨界反応操作を開始できる段階と工事完了時が同じ時期の場合、工事完了時として実施することができる。 構造、強度又は漏えいを確認する検査と機能又は性能を確認する検査の内容が同じ場合は、構造、強度又は漏えいを確認する検査の記録確認をもって、機能又は性能を確認する検査とすることができる。 2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になったとき表 2-7 に示す検査を実施する。 表 2-7 燃料体を挿入できる段階の検査* <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査</td><td>発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。</td><td>原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。</td></tr> </tbody> </table> 注記*：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったとき、表 2-8 に示す検査を実施する。		検査項目	検査方法	判定基準	発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。	変更なし
検査項目	検査方法	判定基準						
発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。						

変更前*

変更後

表 2-8 臨界反応操作を開始できる段階の検査*

検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態での確認項目として、燃料体の炉内配置及び原子炉の核的特性等を確認する。また、工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ機能又は性能を確認できない設備について、機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉の臨界反応操作を開始するにあたり、確認が必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。

注記＊：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.2.3 工事完了時の検査

全ての工事が完了したとき、表 2-9 に示す検査を実施する。

表 2-9 工事完了時の検査*

検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査、その他工事の完了を確認するために必要な検査	工事の完了を確認するために、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等により、当該各系統の機能又は性能の最終的な確認を行う。 発電用原子炉の出力を上げた状態における確認項目として、プラント全体での最終的な試運転により発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する。	当該原子炉施設の供用を開始するにあたり、原子炉施設の安全性を確保するために必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。

注記＊：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.3 基本設計方針検査

基本設計方針のうち「構造、強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に係る検査」では確認できない事項について、表 2-10 に示す検査を実施する。

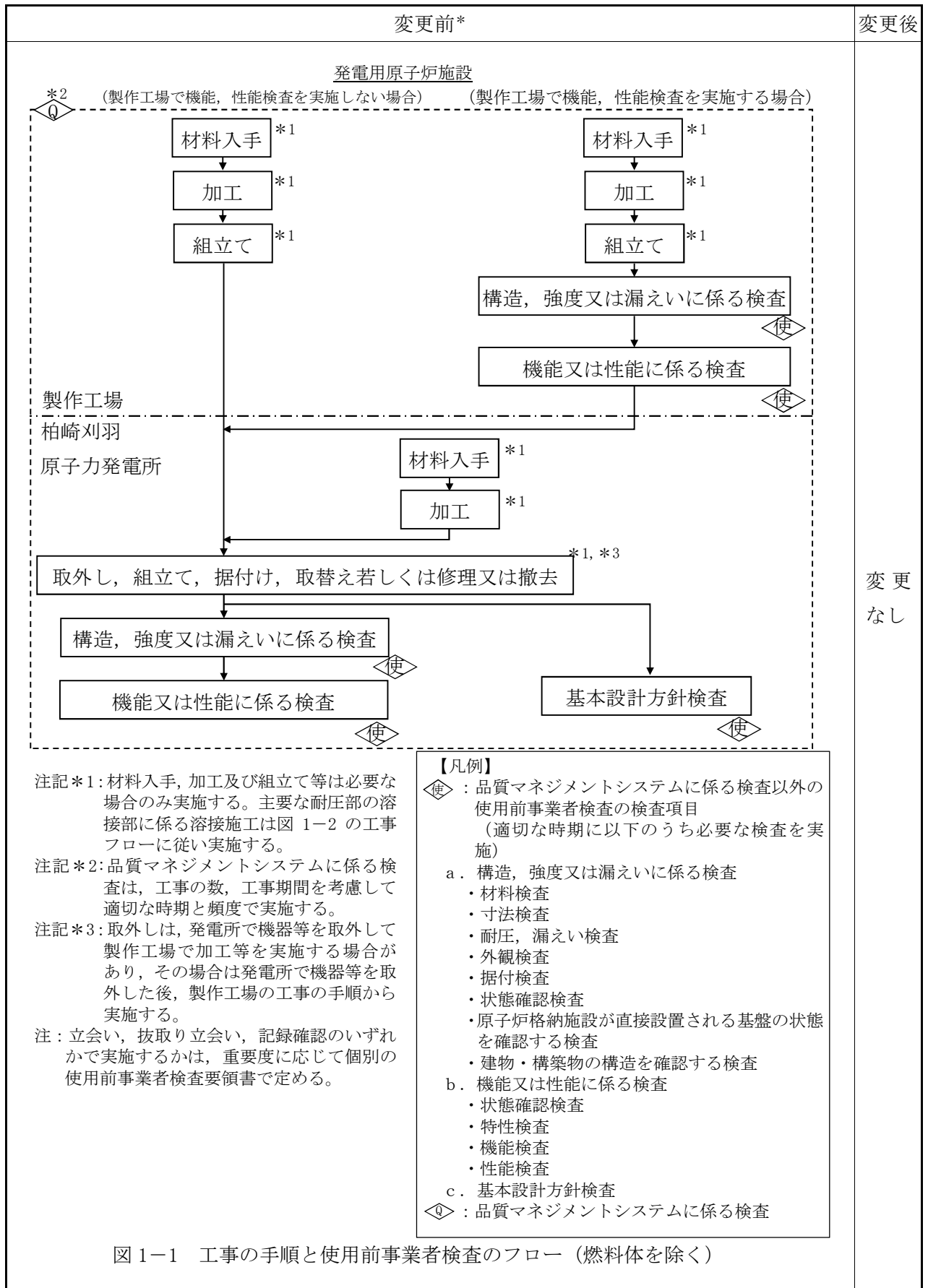
表 2-10 基本設計方針検査

検査項目	検査方法	判定基準
基本設計方針検査	基本設計方針のうち表 2-1、表 2-7、表 2-8、表 2-9 では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを工事中又は工事完了時における適切な段階で確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。

変 更
な し

変更前*		変更後						
2.4 品質マネジメントシステムに係る検査 実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため、表 2-11 に示す検査を実施する。 表 2-11 品質マネジメントシステムに係る検査 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメントシステムに係る検査</td><td>工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。</td><td>設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおり工事管理が行われていること。</td></tr> </tbody> </table>		検査項目	検査方法	判定基準	品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおり工事管理が行われていること。	変更なし
検査項目	検査方法	判定基準						
品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおり工事管理が行われていること。						
3. 工事上の留意事項 3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の実施にあたっては、発電用原子炉施設保安規定を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の安全上重要な機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。 a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。 b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。 c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。 e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。								

変更前*	変更後
f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空气中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。 h. 修理の方法は、基本的に「図 1-1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付け、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。 i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。 3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。 a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。	変 更 な し



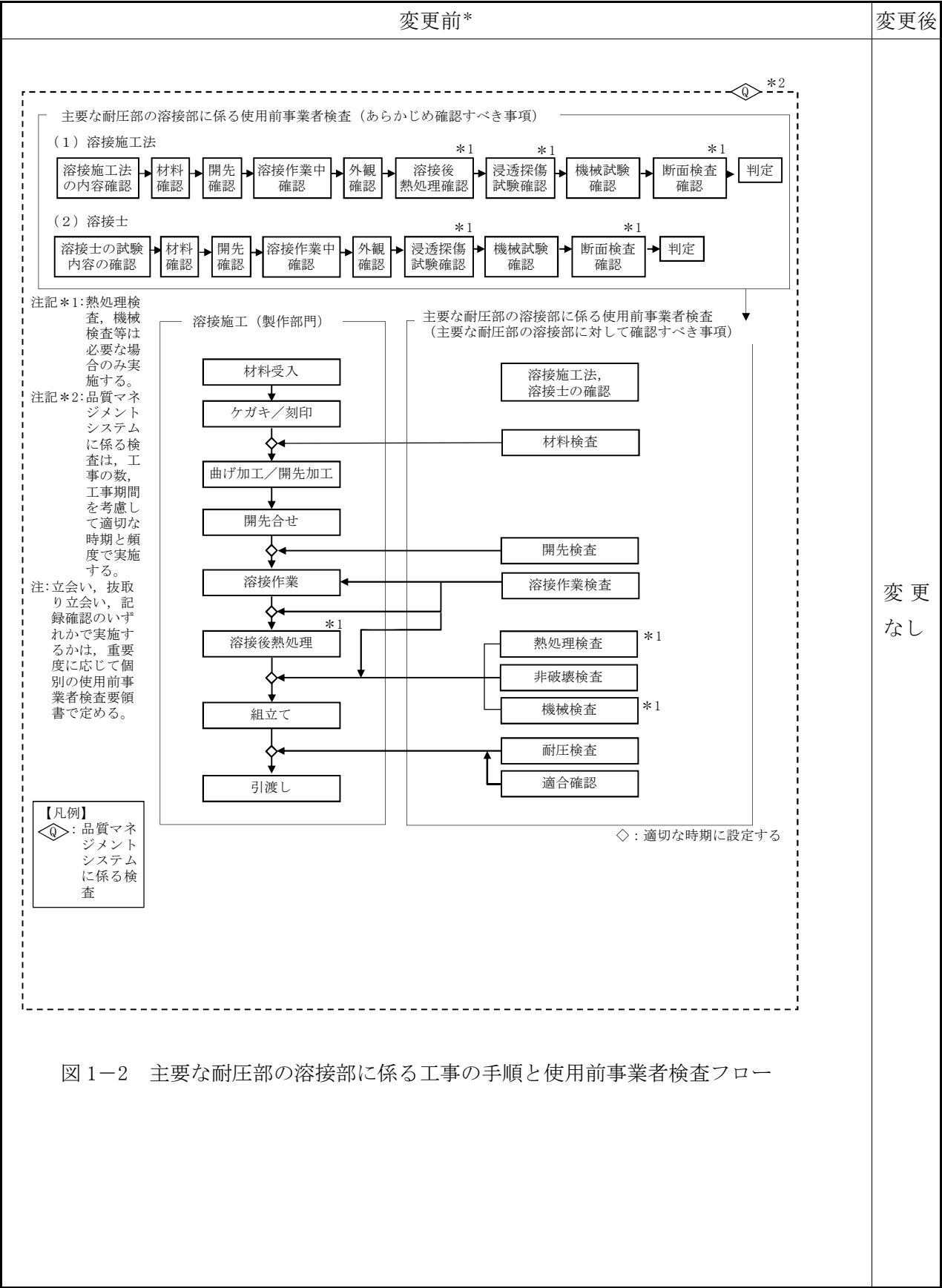


図 1-2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査フロー

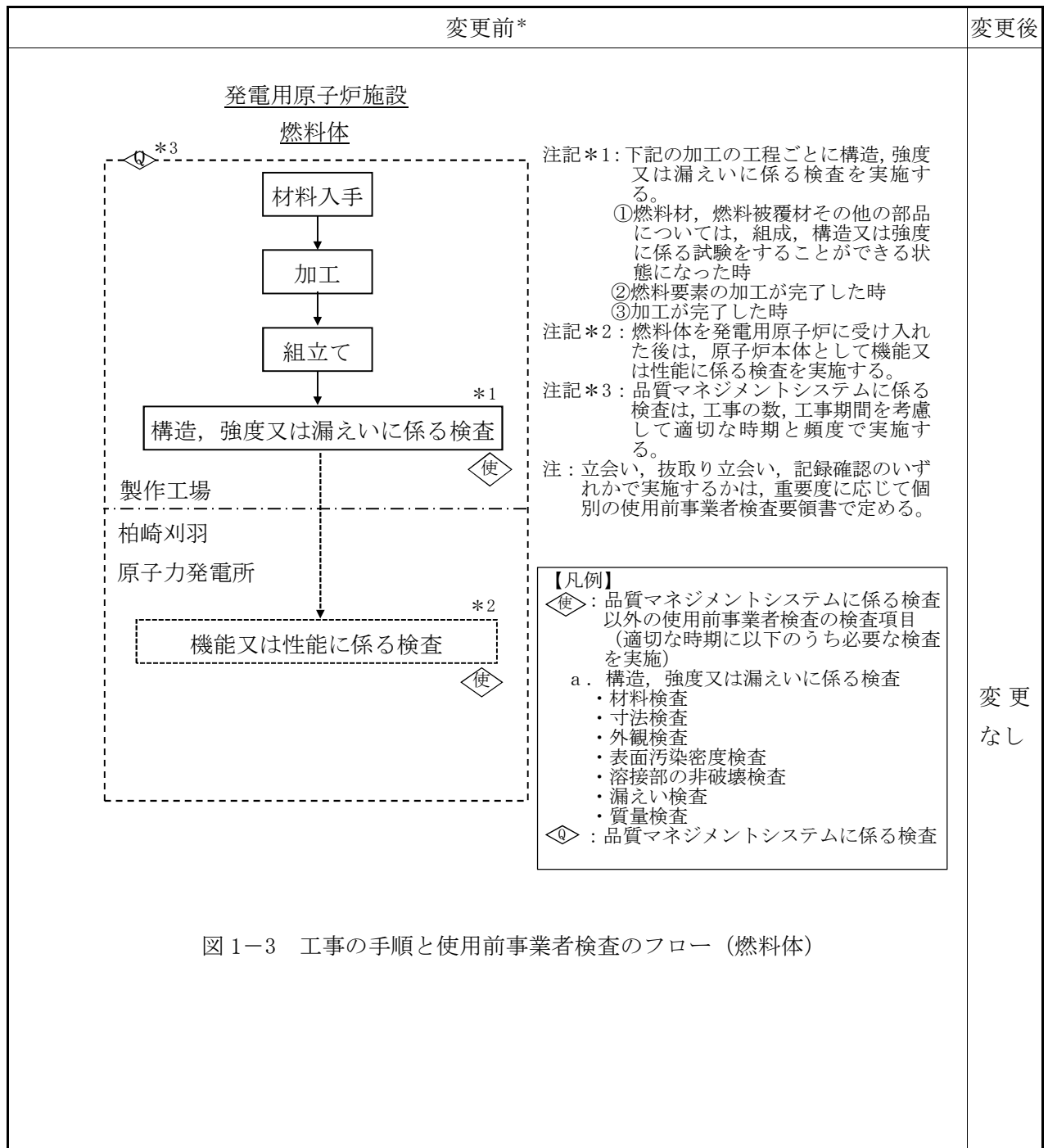


図 1-3 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体）

注記*：記載の適正化を行う。既工事計画書には「放射線管理施設に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」，「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。」と記載。

b. 二酸化炭素消火設備二酸化炭素ボンベ

				変 更 前		変更後		
名 称				 二酸化炭素ボンベ		変更なし		
種 類		—		鋼製容器				
容 量		ℓ/個		68 以上 (68*)				
最 高 使 用 圧 力		MPa		10.8				
最 高 使 用 温 度		℃		40				
主 要 寸 法	外 径		mm		270*		268*	
	高 さ		mm		1500*			
	胴 部 厚 さ		mm		5.9 以上 (7.0*)			
	底 部 厚 さ		mm		12.0 以上 (12.0*)			
材 料			—		マンガン鋼			
個 数			—		21			
取 付 箇 所	系 統 名		—		消火系			変更なし
	設 置 床		—		原子炉建屋 T.M.S.L. 18100mm			
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—			
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—					

注記*：公称値を示す。

			変 更 前	変更後			
名 称			用 二酸化炭素ボンベ	変更なし			
種	類	—	鋼製容器				
容	量	ℓ/個	68 以上 (68 *)				
最	高	使 用 圧 力	MPa		10.8		
最	高	使 用 温 度	℃		40		
主 要 寸 法	外	径	mm	270 *	268 *		
	高	さ	mm	1500 *		変更なし	
	胴	部	厚 さ	mm			5.9 以上 (7.0 *)
	底	部	厚 さ	mm			12.0 以上 (12.0 *)
材		料	—	マンガン鋼			
個		数	—	22			
取 付 箇 所	系	統 名	—	消火系		変更なし	
	設	置 床	—	原子炉建屋 T.M.S.L. 18100mm			
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—			
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—					

注記＊：公称値を示す。

g. 中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備ハロゲン化物ボンベ

				変 更 前		変更後	
名 称				中央制御室床下フリーアクセス フロア消火設備用 ハロゲン化物ボンベ		変更なし	
種 類		—	鋼製容器				
容 量		ℓ/個					
最 高 使 用 圧 力		MPa	5.2				
最 高 使 用 温 度		℃	40				
主 要 寸 法	外 径		mm				
	高 さ		mm			変更なし	
	胴 部 厚 さ		mm				
	底 部 厚 さ		mm			変更なし	
材 料		—	マンガン鋼				
個 数		—	6				
取 付 箇 所	系 統 名		—	ハロゲン化物消火系			
	設 置 床		—	コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm			
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	—			
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—				

注記＊：公称値を示す。

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文のうち、本工事内容に係る部分に限る。

変更前	変更後
用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」による。	変更なし
第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	変更なし

なお、原子炉冷却系統施設の「(1) 基本設計方針 第1章 共通項目」については、令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画による。

変更前	変更後
第2章 個別項目 1. 火災防護設備の基本設計方針 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。 発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないように、適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 火災防護上重要な機器等は、上記構築物、系統及び機器のうち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器とする。 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。 ① 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 ② 過剰反応度の印加防止機能 ③ 炉心形状の維持機能 ④ 原子炉の緊急停止機能 ⑤ 未臨界維持機能 ⑥ 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	変更なし

変更前	変更後
⑦ 原子炉停止後の除熱機能 ⑧ 炉心冷却機能 ⑨ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 ⑩ 安全上特に重要な関連機能 ⑪ 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 ⑫ 事故時のプラント状態の把握機能 ⑬ 制御室外からの安全停止機能 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。 建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して設定する。 建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 123mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（強化石膏ボー	変更なし

変更前	変更後
ド、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブを含む。)により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。 火災区域又は火災区画のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。 屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに、火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、保安規定に定めて、管理する。 火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。 設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。 なお、発電用原子炉施設のうち、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物、系統及び機器は、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて、管理する。	変更なし

変更前	変更後
重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対処設備のうち、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても保安規定に定めて、管理する。 その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じることを保安規定に定めて、管理する。 外部火災については、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等について保安規定に定めて、管理する。 1.1 火災発生防止 1.1.1 火災の発生防止対策 火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備及び水素ガスを内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置又は隔離による配	変更なし

変更前	変更後
置上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。 水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は溶接構造によって、水素ガスの漏えいを防止し、弁グランド部から水素ガスの漏えいの可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。 水素ガスを内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素ガスボンベを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。 水素ガスボンベは、運転上必要な量を考慮し貯蔵する設計とする。また、使用時を除きボンベ元弁を閉とする運用として保安規定に定めて、管理する。 火災の発生防止における水素ガス漏えい検知は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素ガスの燃焼限界濃度である 4vol%の 1/4 に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。	変更なし

変更前	変更後
気体廃棄物処理設備内の水素濃度については、燃焼限界濃度以下となるよう設計するとともに、水素濃度計により中央制御室で常時監視ができる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 発電機水素ガス供給設備は、水素ガス消費量を管理するとともに、発電機内の水素純度、水素ガス圧力を中央制御室で常時監視ができる設計とし、発電機内の水素純度や水素ガス圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 水素ガスボンベを設置する火災区域又は火災区画については、通常時はボンベ元弁を閉とする運用、又は通常時は建屋外に保管し、ボンベ使用時のみ建屋内に持込みを行う運用として保安規定に定めて、管理し、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。 また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPA フィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包	変更なし

変更前	変更後
んで保管することを保安規定に定めて、管理する。 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域又は火災区画の換気設備は、他の火災区域又は火災区画や環境への放射性物質の放出を防ぐために、空調を停止し、風量調整ダンパを閉止し、隔離できる設計とする。 火災の発生防止のため、火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用として保安規定に定めて、管理するとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 火災区域又は火災区画において、発火性又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品の必要な箇所には、接地を施す設計とする。 火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区画に設置しないことによって、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。 火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設計とす	変更なし

変更前	変更後
るとともに、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。 火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。 電気品室は、電源供給のみに使用する設計とする。 火災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区域又は火災区画における、水素ガスの蓄積防止対策として、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（平成 17 年 10 月）」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する設計とする。 重大事故等時の原子炉格納容器内及び建屋内の水素ガスについては、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。 1.1.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若しくは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合	変更なし

変更前	変更後
は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。 ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。 金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。	変更なし

変更前	変更後
ただし、管理区域や非管理区域の床や、原子炉格納容器内の床や壁に使用する耐放射線性、除染性、防塵性又は耐腐食性のコーティング剤は、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、難燃性が確認された塗料であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。 また、中央制御室の床面は、防災性能を有するカーペットを使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試験により自己消火性（UL垂直燃焼試験）及び耐延焼性（IEEE 383（光ファイバケーブルの場合はIEEE 1202）垂直トレイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。 ただし、実証試験により耐延焼性が確認できない核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは、原子炉格納容器外については専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、耐火性を有するシール材を処置することにより、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	変更なし

変更前	変更後
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、日本規格協会「繊維製品の燃焼性試験方法」(J I S L 1 0 9 1)又は日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」(J A C A N o. 1 1 A)を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。 1.1.3 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮する。 これらの自然現象のうち、火災を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。 落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。 火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」	変更なし

変更前	変更後
(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護等により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻(風(台風)を含む。)から、竜巻防護対策施設の設置及び固縛により、火災の発生防止を講じる設計とする。 1.2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「1.1.3 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。	変更なし

変更前	変更後
1.2.1 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類の応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため炎が生じた時点で感知することができ火災の早期感知に優位性がある非アナログ式の炎感知器から、異なる種類の火災感知器を組み合わせで設置する設計とする。 なお、基本設計のとおり火災感知器を設置できない箇所は、上記感知器の代わりに環境条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、煙吸引式検出設備、光ファイバケーブル式熱感知器、熱感知カメラ、非アナログ式の防爆型煙感知器、非アナログ式の防爆型熱感知器及び非アナログ式の熱感知器も含めた組合せで設置する設計とする。 火災感知器については、消防法施行規則に従い設置する、又は火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 なお、光電分離型煙感知器、熱感知カメラ及び炎感知器は、	変更なし

変更前	変更後
監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 また、発火源となるようなものがない火災区域又は火災区画は、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用として保安規定に定めて、管理することから、火災感知器を設置しない設計とする。 火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室等に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。 屋外区域熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視(熱サーモグラフィ)により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現	変更なし

変更前	変更後
象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。 屋外に設置する火災感知設備は-15.2℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。 屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。 1.2.2 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動起動又は中央制御室からの手動起動による固定式消火設備である二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備、電源盤・制御盤消火設備、ケーブルトレイ消火設備又は 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備を設置して消火を行う設計とする。 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。 なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響について	変更なし

変更前	変更後
は、浸水防護施設の基本設計方針にて示す。 原子炉格納容器は、運転中は窒素ガスに置換され火災は発生せず、内部に設置された火災防護上重要な機器等が火災により機能を損なうおそれはないことから、原子炉起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講じる設計とし、消火については、消火器又は消火栓を用いた設計とし、運転員及び初期消火要員による速やかな初期消火活動を行う設計とする。 なお、原子炉格納容器内において火災が発生した場合、原子炉格納容器の空間体積 (7350m³) に対してパージ用排風機の容量が 22000m³/h であることから、煙が充満しないため、消火活動が可能であることから、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。 中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御室床下フリーアクセスフロアについては、中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備を設置する設計とする。 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。 (1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を確保するため、消防法施行規則又は試験結果に基づく容量を配備する設計とする。	変更なし

変更前	変更後
消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保する設計とする。 屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に基づく最大放水量を確保する設計とする。 (2) 消火設備の系統構成 a. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源は、ろ過水タンク（5号機設備、6,7号機共用）を2基設置し多重性を有する設計とする。 消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ（「5号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）」、ディーゼル駆動消火ポンプ（「5号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）」を設置し、多様性を有する設計とする。 b. 系統分離に応じた独立性 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備及び中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備は、以下に示すとおり系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 (a) 容器弁及びポンペを必要数より1つ以上多く設置する。 重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同	変更なし

変更前	変更後
時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。 重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する二酸化炭素消火設備及び小空間固定式消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。 c. 消火用水の優先供給 消火用水供給系は、飲料水系や水道水系等と共用する場合には、隔離弁を設置し、通常時全閉とすることで消火用水供給系の供給を優先する設計とする。 (3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動できるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。 二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備、電源盤・制御盤消火設備、中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源から受電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設け、全交流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。	変更なし

変更前	変更後
ケーブルトレイ消火設備については、作動に電源が不要な設計とする。 (4) 消火設備の配置上の考慮 a. 火災による二次的影響の考慮 二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備のボンベ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計とする。 また、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。 SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備、ケーブルトレイ消火設備及び電源盤・制御盤消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用するとともに、ケーブルトレイ消火設備及び電源盤・制御盤消火設備については、ケーブルトレイ内又は盤内に消火剤を留める設計とする。 SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備については、消火対	変更なし

変更前	変更後
象と十分に離れた位置にポンベ及び制御盤を設置することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。 消火設備のポンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧を防止する設計とする。 また、防火ダンパを設け、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 b. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理系に回収し、処理する設計とする。 c. 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に準拠し、配置する設計とする。	変更なし

変更前	変更後
(5) 消火設備の警報 a. 消火設備の故障警報 電動機駆動消火ポンプ, ディーゼル駆動消火ポンプ, 二酸化炭素消火設備, 小空間固定式消火設備, SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備, 電源盤・制御盤消火設備, ケーブルトレイ消火設備, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備及び中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備は, 電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。 b. 固定式ガス消火設備の職員退避警報 二酸化炭素消火設備は, 作動前に職員等の退出ができるように警報を発する設計とする。 小空間固定式消火設備, SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備, 中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備については, 消火剤に毒性がないが, 消火時に生成されるフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ, 消火設備作動前に退避警報を発する設計とする。 ケーブルトレイ消火設備及び電源盤・制御盤消火設備は, 消火剤に毒性がなく, 消火時に生成されるフッ化水素は延焼防止シートを設置したケーブルトレイ内又は金属製の盤内に留まり, 外部に有意な影響を及ぼさないため, 消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。	変更なし

変更前	変更後
(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a. 凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、通常はブロー弁を常時開として消火栓本体内の水が排水され、使用時にブロー弁を閉にして放水する設計とする。 b. 風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備、電源盤・制御盤消火設備、ケーブルトレイ消火設備、5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備及び中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備は、風水害により性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。 c. 地盤変位対策 地震時における地盤変位対策として、屋外消火配管は、タンクと配管の継手部へのフレキシブル継手を採用する設計や、建屋等の取り付け部における消火配管の曲げ加工（地震時の地盤変位を配管の曲げ変形で吸収）を行う設計とする。 さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設	変更なし

変更前	変更後
備を用いて屋内消火栓へ消火水の供給ができるよう，建屋に給水接続口を設置する設計とする。 (7) その他 a. 移動式消火設備 移動式消火設備は，恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車，泡消火薬剤備蓄車，水槽付消防自動車及び消防ポンプ自動車を配備する設計とする。 b. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓，消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には，移動及び消火設備の操作を行うため，消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等の時間も考慮し，12 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 c. ポンプ室の煙の排気対策 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には，消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し，鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については，再発火するおそれがあることから，十分に冷却時間を確保した上で扉の開放，換気空調系及び可搬型排煙装置により換気する設計	変更なし

変更前	変更後
とする。 d. 使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨界性が確保される設計とする。 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火水が噴霧され、水分雰囲気を満たされた状態となっても未臨界性が確保される設計とする。 e. ケーブル処理室 ケーブル処理室は、消火活動のため 2 箇所の入口を設置する設計とする。 1.3 火災の影響軽減 1.3.1 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル並びにこれらに関連する非安全系ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持	変更なし

変更前	変更後
するために必要な機能を少なくとも 1 つ確保するように系統分離対策を講じる必要がある。 このため、火災防護対象機器等に対して、以下に示す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 (1) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御室, 原子炉格納容器, 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを除く火災防護対象機器等は, 原則として安全系区分Ⅰと安全系区分Ⅱを境界とし, 以下の系統分離によって, 火災の影響を軽減するための対策を講じる。 a. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は, 火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 b. 1 時間耐火隔壁等, 火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は, 火災耐久試験により 1 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 火災感知設備は, 自動消火設備を作動させるために設置し, 自動消火設備の誤作動防止を考慮した火災感知器の作動信号により自動消火設備を作動させる設計とする。 (2) 中央制御室の火災の影響軽減のための対策 a. 中央制御室制御盤内の火災の影響軽減	変更なし

変更前	変更後
中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は，実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策，高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え，火災により中央制御室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても，他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持ができることを確認し，上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 離隔距離等による分離として，中央制御室制御盤については，安全系区分ごとに別々の盤で分離する設計とし，1つの制御盤内に複数の安全系区分のケーブルや機器を設置しているものは，安全系区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは，当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず，また，周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル，耐熱ビニル電線，難燃仕様のETFE電線及び難燃ケーブルを使用し，操作スイッチの離隔等により系統分離する設計とする。 中央制御室内には，異なる2種類の火災感知器を設置する設計とするとともに，火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって，異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これらの火災感知器は，アナログ機能を有するものとする。これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。 火災の発生箇所の特定制が困難な場合も想定し，サーモグラフィカメラの配備によって，火災の発生箇所を特定でき	変更なし

変更前	変更後
る設計とする。 b. 中央制御室床下フリーアクセスフロアの影響軽減対策 中央制御室の火災防護対象機器等は，運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから，中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する火災防護対象ケーブルは，互いに相違する系列の 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離，又は水平距離を 6m 以上確保することが困難である。このため，中央制御室床下フリーアクセスフロアについては，下記に示す分離対策等を行い，上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 (a) 分離板等による分離 中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相違する系列の火災防護ケーブルについては，非安全系ケーブルも含めて 1 時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。 また，ある区分の火災防護対象ケーブルが敷設されている箇所に別区分のケーブルを敷設する場合は，1 時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。 (b) 火災感知設備 中央制御室床下フリーアクセスフロアには，固有の信号を発する異なる 2 種類の火災感知器として，煙感知器	変更なし

変更前	変更後
と熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。 また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機盤は中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。火災受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能を有する設計とする。 (c) 消火設備 中央制御室床下フリーアクセスフロアは、系統分離の観点から中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備を設置する設計とする。 この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を中央制御室に発する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が可能となるように、非常用電源から受電する。 c. 下部中央制御室エリアの影響軽減対策 下部中央制御室エリアは、以下の系統分離対策等を行い、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 (a) 系統分離対策 下部中央制御室エリアは、上部中央制御室に存在するような安全系区分Ⅰ，Ⅱが混在する制御盤、フリーアクセスフロアは存在せず、ケーブルトレイ等については、火災	変更なし

変更前	変更後
防護対象となる安全系区分Ⅰ，Ⅱのケーブルを分離する設計とする。 また，1時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，1時間の耐火性能に必要なコンクリート壁等で安全系区分Ⅰと安全系区分Ⅱの火災区画の境界を分離する設計とする。 (b) 火災感知設備 系統分離のために設置する消火設備を作動させるために，異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。これらの火災感知器は，アナログ機能を有するものとする。 (c) 消火設備 下部中央制御室エリアは，自動又は中央制御室からの遠隔手動操作により早期の起動が可能な小空間固定式消火設備を設置する設計とする。 (3) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策 原子炉格納容器内は，プラント運転中は窒素ガスが封入され，火災の発生は想定されない。窒素ガスが封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止期間であるが，わずかに低温停止状態ではない期間もあることを踏まえ，上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。	変更なし

変更前	変更後
また、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物量等、運用について保安規定に定めて、管理する。 a. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のとおり対策を行う設計とする。 (a) 火災防護対象機器等は、難燃ケーブルを使用するとともに、耐火性能を確認した電線管又は金属製の密閉ダクトの使用により火災の影響軽減対策を行う設計とする。 (b) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、系統分離の観点から安全系区分Ⅰと安全系区分Ⅱ機器の水平距離を6m以上確保し、異なる安全系区分の機器間にある介在物（ケーブル、電磁弁）については、金属製の筐体に収納することで延焼防止対策を行う設計とする。 (c) 原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、可能な限り距離的分散を図る設計とする。 (d) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対象機器である起動領域モニタの核計装ケーブルを一部露出して敷設するが、火災の影響軽減の観点から、起動領域モニタはチャンネルごとに位置的分散を図って設置する設計とする。 b. 火災感知設備については、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。 c. 原子炉格納容器内の消火については、運転員及び初期消火要員による消火器又は消火栓を用いた速やかな消火活動	変更なし

変更前	変更後
により消火ができる設計とする。 なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素ガス置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生した場合には、火災による延焼防止の観点から窒素ガス封入作業の継続による窒息消火を行う。 (4) 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプに対する火災の影響軽減のための対策 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプについては、以下の対策を行い、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 a. 屋外開放の非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプに関しては互いに相違する系列間で水平距離を6m以上確保する設計とする。 b. 火災感知設備については、固有の信号を発する異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能又は非アナログ機能を有するものとする。 c. 消火については、消火器又は移動式消火設備を用いた運転員及び初期消火要員による速やかな初期消火活動を行う設計とする。 (5) 換気設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画	変更なし

変更前	変更後
に関連する換気設備には、他の火災区域又は火災区画からの境界となる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。 換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。 (6) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区画については、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備又は中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備による早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。 なお、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは、屋外に設置されるため、煙が大気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。 (7) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とする。	変更なし

変更前	変更後
(8) ケーブル処理室に対する火災の影響軽減のための対策 ケーブル処理室の最も分離距離を確保しなければならない蓋なしの動力ケーブルトレイ間は、互いに相違する系列間を水平方向 0.9m, 垂直方向 1.5m の最小離隔距離を確保する設計とする。最小離隔距離を確保できない場合は、隔壁等で分離する設計とする。 1.3.2 原子炉の安全確保 (1) 原子炉の安全停止対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災が発生した火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とする。 b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計	変更なし

変更前	変更後
発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成できる設計とする。 (2) 火災の影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを、以下に示す火災影響評価により確認する。 (a) 隣接する火災区域又は火災区画に影響を与えない場合 当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、	変更なし

変更前	変更後
維持が可能であることを確認する。 (b) 隣接する火災区域又は火災区画に影響を与える場合 当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器等の有無の組み合わせに応じて、火災区域又は火災区画内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。 b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成できることを火災影響評価により確認する。	変更なし
2. 設備の共用 消火系のうち電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ	変更なし

変更前	変更後
及びろ過水タンクは、5号機、6号機及び7号機で共用とするが、各号機に必要な容量をそれぞれ確保するとともに、号機間の接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。また、消火系のうち防火扉等は6号機及び7号機で共用とするが、共用対象号機内で共通の対象を防護するために必要な耐火能力を有する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。	変更なし
3. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。	変更なし

表 1 火災防護設備の主要設備リスト (1/1) *1

			変 更 前				変 更 後					
設備区分	系統名	機器区分	名 称	設計基準対象施設*2		重大事故等対処施設*2		名 称	設計基準対象施設*2		重大事故等対処施設*2	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	消火系	容器	二酸化炭素ポンベ ，用	C－2	クラス3	—		変更なし				
			二酸化炭素ポンベ 用	C－2	クラス3	—						
	ハロゲン化物消火系	容器	中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備用 ハロゲン化物ポンベ	C－2	クラス3	—						

注記*1：令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された工事計画の「表1 火災防護設備の主要設備リスト」のうち、本工事計画の対象を示す。

*2：表1に用いる略号の定義は「放射線管理施設」の「4 放射線管理施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格」に記載する「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」の「付表1」による。

(2) 適用基準及び適用規格

変 更 前	変 更 後
第 1 章 共通項目 火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格については、以下の基準及び規格並びに、原子炉冷却系統施設、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第 1 章 共通項目」に示す。 なお、以下に示す火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表 1 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）」に示す。 ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 4 号） ・ 発電用火力設備の技術基準の解釈（平成25年5月17日 2 0 1 3 0 5 0 7 商局第 2 号） ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成17年12月15日原院第 5 号） ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 5 号） ・ 発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（平成 19 年 12 月 27 日） ・ 原子力発電所の火災防護規程（ J E A C 4 6 2 6 －2010） ・ 原子力発電所の火災防護指針（ J E A G 4 6 0 7 －2010） ・ J I S A 4 2 0 1 －1992 建築物等の避雷設備（避雷針） ・ J I S A 4 2 0 1 －2003 建築物等の雷保護	変更なし

上記のほか「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参照する。

なお、原子炉冷却系統施設及び浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第 1 章 共通項目」及び表 1 については、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画による。

変 更 前	変 更 後
第 2 章 個別項目 火災防護設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。 ・ 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 2 0 1 号） 建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 3 3 8 号） ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 2 0 4 号） 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日政令第 2 0 号） ・ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 1 8 6 号） 消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 3 7 号） 消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号） 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 3 0 6 号） ・ 平成 12 年建設省告示第 1 4 0 0 号（平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1 1 7 8 号による改定） ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 21 年 3 月 9 日原子力安全委員会一部改訂） ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成 13 年 3 月 29 日原子力安全委員会一部改訂） ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（J E A G 4 6 0 1・補-1984） ・ 原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1-1987） ・ 原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1-1991 追補版） ・ J S M E S N C 1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ・ J I S L 1 0 9 1-1999 繊維製品の燃焼性試験方法 ・ 日本建築学会 2005 年 鋼構造設計規準 -許容応力度設計法- ・ 日本建築学会 2010 年 各種合成構造設計指針・同解説 ・ 独立行政法人産業安全研究所技術指針 工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）	変更なし

変 更 前	変 更 後
・ I E E E S t d 3 8 3 -1974 垂直トレイ燃焼試験 ・ I E E E S t d 1 2 0 2 -1991 垂直トレイ燃焼試験 ・ I E E E S t d 3 8 4 -1992 ・ I C E A垂直燃焼試験，1992 ・ U L 1 5 8 1 (F o u r t h E d i t i o n) 1 0 8 0 . V W - 1 垂直燃焼試験，2006 ・ 公益社団法人日本空気清浄協会 空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（ J A C A N o . 1 1 A - 2003） ・ 社団法人電池工業会 蓄電池室に関する設計指針（ S B A G O 6 0 3 -2001） ・ Fire Dynamics Tools(FDTS):Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program,” NUREG-1805, December 2004 ・ 乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程（ J E A C 4 6 1 6 - 2009） ・ 土木学会 2002 年 コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕 ・ 土木学会 2012 年 コンクリート標準示方書〔設計編〕 ・ 土木学会 2008 年 鋼・合成構造標準示方書〔耐震設計編〕 ・ 土木学会 2005年 原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル 変更なし	

4 火災防護設備に係る工事の方法

変更前*	変更後
火災防護設備に係る工事の方法は、「放射線管理施設」における「5 放射線管理施設に係る工事の方法」に従う。	変更なし

注記＊：記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災防護設備に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」，「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。」と記載。

Ⅲ- I 工事工程表

Ⅲ-Ⅰ 工事工程表

工事工程表は、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画による。

Ⅲ-Ⅱ. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムは、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画による。

IV 変更の理由

IV 変更の理由

令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画において、以下のとおり変更を行う。

1. 放射線管理施設のうち換気設備の 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6, 7 号機共用）、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6, 7 号機共用）及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6, 7 号機共用）について、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に際し、既に施設に着手していた工事において設置した設備の出力を踏まえ、空調機の前動機の前出力を変更する。
2. その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備の二酸化炭素消火設備二酸化炭素ボンベ及び中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備ハロゲン化物ボンベについて、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に際し、既に施設に着手している工事における設備の寸法を踏まえ、ボンベの寸法を変更する。

V 添付書類

V-1 説明書

V-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

V-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））

との整合性に関する説明書

目 次

	頁
1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 記載の基本事項	1
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	
イ 発電用原子炉施設の位置	
(1) 敷地の面積及び形状	イ-1
(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置	イ-10
ロ 発電用原子炉施設の一般構造	
(1) 耐震構造	ロ-3
(i) 設計基準対象施設の耐震設計	
(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計	
(2) 耐津波構造	ロ-78
(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計	
(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計	
(3) その他の主要な構造	ロ-102
(i) a. 設計基準対象施設	
b. 重大事故等対処施設	

ハ 原子炉本体の構造及び設備

- (1) 発電用原子炉の炉心 ハ-26
 - (i) 構造
 - (ii) 燃料体の最大挿入量
 - (iii) 主要な核的制限値
 - (iv) 主要な熱的制限値
- (2) 燃料体 ハ-37
 - (i) 燃料材の種類
 - (ii) 燃料被覆材の種類
 - (iii) 燃料要素の構造
 - (iv) 燃料集合体の構造
 - (v) 最高燃焼度
- (3) 減速材及び反射材の種類 ハ-45
- (4) 原子炉容器 ハ-46
 - (i) 構造
 - (ii) 最高使用圧力及び最高使用温度
- (5) 放射線遮蔽体の構造 ハ-55
- (6) その他の主要な事項 ハ-55

ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

- (1) 核燃料物質取扱設備の構造 ニ-1
- (2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 ニ-4
 - (i) 新燃料貯蔵庫
 - (ii) 使用済燃料プール
- (3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力 ニ-15

- (i) 燃料プール冷却浄化系
- (ii) 使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための設備

ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

- (1) 一次冷却材設備 ホ-1
 - (i) 冷却材の種類
 - (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
 - (iii) 冷却材の温度及び圧力
- (2) 二次冷却設備 ホ-22
- (3) 非常用冷却設備 ホ-22
 - (i) 冷却材の種類
 - (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
 - a . 非常用炉心冷却系
 - b . 重大事故等対処設備
- (4) その他の主要な事項 ホ-73
 - (i) 残留熱除去系
 - (ii) 原子炉隔離時冷却系
 - (iii) 原子炉冷却材浄化系
 - (iv) 原子炉補機冷却系
 - (v) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
 - (vi) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

へ 計測制御系統施設の構造及び設備

(1) 計装	へ-1
(i) 核計装の種類	
(ii) その他の主要な計装の種類	
(2) 安全保護回路	へ-20
(i) 原子炉停止回路の種類	
(ii) その他の主要な安全保護回路の種類	
(3) 制御設備	へ-38
(i) 制御材の個数及び構造	
(ii) 制御材駆動設備の個数及び構造	
(iii) 反応度制御能力	
(4) 非常用制御設備	へ-51
(i) 制御材の個数及び構造	
(ii) 主要な機器の個数及び構造	
(iii) 反応度制御能力	
(5) その他の主要な事項	へ-56
(i) 制御棒引抜阻止回路	
(ii) 警報回路	
(iii) 制御棒価値ミニマイザ	
(iv) 冷却材再循環流量制御系	
(v) 圧力制御装置	
(vi) 中央制御室	
(vii) 原子炉給水制御系	
(viii) 選択制制御棒挿入機構	
(ix) 原子炉冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	
(x) 計装用圧縮空気系	
(xi) 所内用圧縮空気系	
(xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	

(x iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

(1) 気体廃棄物の廃棄施設 ト-1

(i) 構造

(ii) 廃棄物の処理能力

(iii) 排気口の位置

(2) 液体廃棄物の廃棄設備 ト-3

(i) 構造

(ii) 廃棄物の処理能力

(iii) 排水口の位置

(3) 固体廃棄物の廃棄設備 ト-6

(i) 構造

(ii) 廃棄物の処理能力

チ 放射線管理施設の構造及び設備

(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 チ-1

(i) 出入管理関係設備 (6号及び7号炉共用)

(ii) 試料分析関係設備 (6号及び7号炉共用)

(iii) 放射線監視設備 (6号及び7号炉共用)

(iv) 個人管理用測定設備及び測定機器 (1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉共用, 一部既設)

(v) 遮蔽設備

(vi) 換気空調設備

(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 チ-45

リ 原子炉格納施設の構造及び設備

(1) 原子炉格納容器の構造 リ-1

- (2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率…………… リ-17
- (3) 非常用格納容器保護設備の構造 …………… リ-19
 - (i) 格納容器内ガス濃度制御系
 - (ii) 格納容器スプレイ冷却系
 - (iii) 重大事故等対処設備
- (4) その他の主要な事項 …………… リ-126
 - (i) 原子炉建屋原子炉区域
 - (ii) 非常用ガス処理系
 - (iii) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

- (1) 常用電源設備の構造 …………… ヌ-1
 - (i) 主発電機
 - (ii) 外部電源系
 - (iii) 変圧器
- (2) 非常用電源設備の構造 …………… ヌ-7
 - (i) 外部電源系
 - (ii) 非常用ディーゼル発電機
 - (iii) 蓄電池
 - (iv) 代替電源設備
- (3) その他の主要な事項 …………… ヌ-52
 - (i) 火災防護設備
 - (ii) 浸水防護設備
 - (iii) 所内ボイラ(5号, 6号, 7号炉共用, 既設)
 - (iv) 補機駆動用燃料設備
 - (v) 非常用取水設備
 - (vi) 緊急時対策所
 - (vii) 通信連絡設備

- (viii) 復水貯蔵槽
- (ix) 圧力抑制室プール水サージタンク
- (x) 使用済燃料輸送容器保管建屋(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉共用)

注：4.五、チ(1)(vi)「換気空調設備」のうち「e. 緊急時対策所換気空調設備」, ヌ(3)(vi)「緊急時対策所」以外は, 令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画の記載に変更はない。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
e. 緊急時対策所換気空調設備 <u>重大事故等が発生した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チ(1)(vi)e.－①で当該重大事故等に対処するために必要な換気空調設備として5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に、チ(1)(vi)e.－②5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）、差圧計（対策本部）及び可搬型エリアモニタ（対策本部）を設置及び保管する設計とする。</u> <u>また5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）、酸素濃度計（待機場所）、二酸化炭素濃度計（待機場所）、差圧計（待機場所）及び可搬型エリアモニタ（待機場所）を設置及び保管する設計とする。</u>	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針 (1) 居住性を確保するための設備 <u>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。</u> <中略> a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備 <中略> 緊急時対策所換気空調設備として、対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。 対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。 二酸化炭素吸収装置は、高気密室内の二酸化炭素を除去することにより、対策要員の窒息を防止する設計とする。 可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号炉原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。 待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる	【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> <u>重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所チ(1)(vi)e.－①aの居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）」、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）」、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）」、二次遮蔽壁，補助遮蔽，緊急時対策所換気空調系の設備，可搬型モニタリングポスト及びチ(1)(vi)e.－②a可搬型エリアモニタを設置又は保管する設計とする。</u> <中略>	設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－①a～チ(1)(vi)e.－①cは，設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－①と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－②a～チ(1)(vi)e.－②cは，設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－②を具体的に記載しており，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、待機場所が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。 <中略> b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 <中略> c. 放射線量の測定設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。 <中略>	2.2 換気設備 2.2.4 緊急時対策所換気空調系 <u>緊急時対策所換気空調系の設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u> <u>チ(1)</u> <u>(vi)e.－①b</u>の居住性を確保するため、<u>チ(1)(vi)e.－②b</u><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（「6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（「6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（「6,7号機共用」（以下同じ。）を保管する設計とする。</u> <u>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の居住性を確保するため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファ</u>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	(1) 居住性を確保するための設備 <u>重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室，差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬型モニタリングポスト及び可搬型エアモニタを設ける。</u> <中略> a. 緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備 <中略> 緊急時対策所換気空調設備として，対策本部には，可搬型陽圧化空調機，可搬型外気取入送風機，陽圧化装置（空気ポンベ），二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け，待機場所には，可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。 <中略>	ン）（「6,7号機共用」（以下同じ。)),5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6,7号機共用」（以下同じ。)),5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（「6,7号機共用」（以下同じ。))を保管する設計とする。 <中略> 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> <u>重大事故等が発生した場合において，5号機原子炉建屋内緊急時対策所チ(1)(vi)e.－①cの居住性を確保するための設備として，チ(1)(vi)e.－②c5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。)),5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。)),酸素濃度計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。))及び二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</u>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>チ(1)(vi)e.－③5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策所換気空調設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</u>	8. 放射線管理施設 8.2 換気空調設備 8.2.4 主要設備 (8) 緊急時対策所換気空調設備（6号及び7号炉共用） <u>緊急時対策所換気空調設備は、重大事故が発生した場合において、緊急時対策所対策本部の高気密室又は待機場所の気密性、及び緊急時対策所遮蔽の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> 緊急時対策所換気空調設備として、対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設置及び保管し、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設置及び保管する設計とする。 <中略>	【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気装置、生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽、二次遮蔽壁及び補助遮蔽は、<u>チ(1)(vi)e.－③a5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> <中略> 2.2 換気設備 2.2.4 緊急時対策所換気空調系 <中略> <u>チ(1)(vi)e.－③b緊急時対策所換気空調系は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</u> 緊急時対策所換気空調系は、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。	設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－③a～チ(1)(vi)e.－③cは、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－③と同義であり、整合している。	

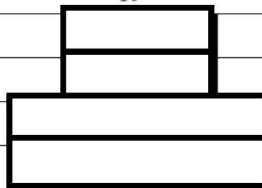
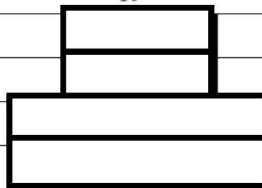
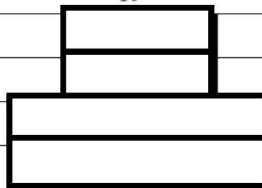
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
本設備についてはヌ、(3)，(vi)緊急時対策所に記載する。 [常設重大事故等対処設備] チ(1)(vi)e.－④5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） チ(1)(vi)e.－⑤（「緊急時対策所」と兼用） 台数 1（予備1）	これらの設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。 第8.2－1表 換気空調設備の主要機器仕様 (6) 緊急時対策所換気空調設備（6号及び7号炉共用） d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台数 1（予備1） 風量 m³/h/台 吸収剤能力 m³/kg	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 <中略> チ(1)(vi)e.－③c5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</u> 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> 重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、チ(1)(vi)e.－④5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）、酸素濃度計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）及び二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）を設置又は保管す	設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ、(3)，(vi)緊急時対策所」に示す。 設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－④は、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－④と同義であり、整合している。 「二酸化炭素吸収装置」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるチ(1)(vi)	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		る設計とする。 重大事故等が発生した場合における5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（個数2（予備1）、計測範囲0～200Pa）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（個数1（予備1））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の二酸化炭素を除去することにより、要員の窒息を防止する設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数2（予備1））を保管する設計とする。	e.－⑤を設計及び工事の計画の「緊急時対策所」のうち「基本設計方針」に整理しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）	該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考
[可搬型重大事故等対処設備]						
チ(1)(vi)e.－⑥5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） チ(1)(vi)e.－⑦（「緊急時対策所」と兼用） 台数 1（予備1） 容量 約600m³/h/台 効率 高性能フィルタ 99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上	a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）	兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）				
	台数 1（予備1）	容量 600m ³ /h/台	効率 高性能フィルタ 99.9%以上	活性炭フィルタ 99.9%以上		
						</

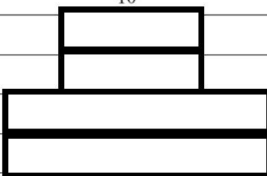
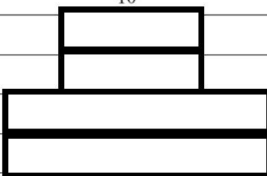
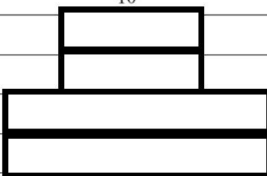
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																															
		(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・可搬型 a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用） <table><tr><td colspan="3"></td><td>変 更 前</td><td>変 更 後</td></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td>チ(1)(vi)e.－⑥b</td><td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）</td></tr><tr><td>種 類</td><td>—</td><td></td><td></td><td>高性能フィルタ 活性炭フィルタ</td></tr><tr><td rowspan="2">効 率</td><td>単 体</td><td>%</td><td></td><td>99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)</td></tr><tr><td>総 合</td><td>%</td><td></td><td>99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td>チ(1)(vi)e.－⑧</td><td>203*</td></tr><tr><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td></td><td>125*</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td></td><td>898*</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td></td><td>530*</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td></td><td>436*</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td></td><td></td><td>1（予備1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取 付 箇 所</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm</td></tr><tr><td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td><td></td><td></td><td>取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近</td></tr><tr><td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td><td></td><td></td><td>K5TSC 0.00m</td></tr></table> 注記＊：公称値を示す。				変 更 前	変 更 後	名 称			チ(1)(vi)e.－⑥b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）	種 類	—			高性能フィルタ 活性炭フィルタ	効 率	単 体	%		99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)	総 合	%		99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	チ(1)(vi)e.－⑧	203*	吐 出 口 径	mm		125*	た て	mm		898*	横	mm		530*	高 さ	mm		436*	個 数	—			1（予備1）	取 付 箇 所	—	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			K5TSC 0.00m	整合性 ・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑥a及びチ(1)(vi)e.－⑥bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑥を具体的に記載しており、整合している。 ・「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）」及び「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるチ(1)(vi)e.－⑦を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑧は、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑧を詳細に記載しており、整合している。	
			変 更 前	変 更 後																																																															
名 称			チ(1)(vi)e.－⑥b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）																																																															
種 類	—			高性能フィルタ 活性炭フィルタ																																																															
効 率	単 体	%		99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)																																																															
	総 合	%		99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)																																																															
主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	チ(1)(vi)e.－⑧	203*																																																															
	吐 出 口 径	mm		125*																																																															
	た て	mm		898*																																																															
	横	mm		530*																																																															
	高 さ	mm		436*																																																															
個 数	—			1（予備1）																																																															
取 付 箇 所	—	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm																																																															
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近																																																															
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			K5TSC 0.00m																																																															

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） チ(1)(vi)e.－⑨（「緊急時対策所」と兼用） 台数 2（予備1） 容量 約 600m³/h/台	b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台数 2(予備1) 風量 600m³/h/台	c. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用） <table><tr><td colspan="3"></td><td>変 更 前</td><td>変 更 後</td></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）</td><td rowspan="12">変更なし</td></tr><tr><td rowspan="7">送風機</td><td>種 類</td><td>—</td><td>遠心式</td></tr><tr><td>容 量</td><td>m³/h/個</td><td>560 以上 (600*)</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td>125*</td></tr><tr><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td>100*</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td>715*</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td>364*</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td>536*</td></tr><tr><td colspan="2">個 数</td><td>—</td><td>2（予備1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取付箇所</td><td>—</td><td rowspan="3">—</td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： (5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近)</td></tr><tr><td>溢水防護上の区画番号</td><td>K5TSC</td></tr><tr><td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td><td>0.00m</td></tr><tr><td rowspan="4">原動機</td><td>種 類</td><td>—</td><td>単相誘導電動機</td><td rowspan="4">0.37</td></tr><tr><td>出 力</td><td>kW/個</td><td>0.7</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td>2（予備1）</td></tr><tr><td>取 付 箇 所</td><td>—</td><td>送風機と同じ</td></tr><tr><td colspan="2">設計上の空気の流入率</td><td>回/h</td><td>—</td><td rowspan="2">変更なし</td></tr></table> 注記＊：公称値を示す。				変 更 前	変 更 後	名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）	変更なし	送風機	種 類	—	遠心式	容 量	m ³ /h/個	560 以上 (600*)	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	125*	吐 出 口 径	mm	100*	た て	mm	715*	横	mm	364*	高 さ	mm	536*	個 数		—	2（予備1）	取付箇所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： (5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近)	溢水防護上の区画番号	K5TSC	溢水防護上の配慮が必要な高さ	0.00m	原動機	種 類	—	単相誘導電動機	0.37	出 力	kW/個	0.7	個 数	—	2（予備1）	取 付 箇 所	—	送風機と同じ	設計上の空気の流入率		回/h	—	変更なし	「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるチ(1)(vi)e.－⑨を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。	
			変 更 前	変 更 後																																																																
名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）	変更なし																																																																
送風機	種 類	—	遠心式																																																																	
	容 量	m ³ /h/個	560 以上 (600*)																																																																	
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm		125*																																																															
		吐 出 口 径	mm		100*																																																															
		た て	mm		715*																																																															
		横	mm		364*																																																															
		高 さ	mm		536*																																																															
個 数		—	2（予備1）																																																																	
取付箇所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： (5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近)																																																																	
	溢水防護上の区画番号		K5TSC																																																																	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		0.00m																																																																	
原動機	種 類	—	単相誘導電動機	0.37																																																																
	出 力	kW/個	0.7																																																																	
	個 数	—	2（予備1）																																																																	
	取 付 箇 所	—	送風機と同じ																																																																	
設計上の空気の流入率		回/h	—	変更なし																																																																

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） チ(1)(vi)e.－⑩（「緊急時対策所」と兼用） 本数 123 容量 チ(1)(vi)e.－⑪約47L/本 充填圧力 チ(1)(vi)e.－⑫約15MPa	c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台数 123 容量 47L／本 充填圧力 15MPa	2.2 緊急時対策所換気空調系 (1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に明記すること。） ・可搬型 a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用） <table><tr><th colspan="3">変 更 前</th><th colspan="3">変 更 後</th></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td colspan="3">5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ） （6,7号機共用）</td></tr><tr><td>種 類</td><td colspan="2">—</td><td colspan="3">一般継目なし容器</td></tr><tr><td>容 量</td><td colspan="2">L/個</td><td colspan="2">46.7以上(46.7*¹)</td><td rowspan="10">チ(1)(vi)e.－⑪</td></tr><tr><td>最 高 使 用 圧 力</td><td colspan="2">MPa</td><td colspan="2">14.7*¹</td></tr><tr><td>最 高 使 用 温 度</td><td colspan="2">℃</td><td colspan="2">40*²</td></tr><tr><td rowspan="4">主 要 寸 法</td><td>外 径</td><td>mm</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>胴 部 厚 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>底 部 厚 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>材 料</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">マンガン鋼</td></tr><tr><td>個 数</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">123</td></tr><tr><td>取 付 箇 所</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 〕 〔 T. M. S. L. 27800mm 〕</td></tr></table> 注記*1：公称値を示す。 *2：重大事故等時における使用時の値。	変 更 前			変 更 後			名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ） （6,7号機共用）			種 類	—		一般継目なし容器			容 量	L/個		46.7以上(46.7* ¹)		チ(1)(vi)e.－⑪	最 高 使 用 圧 力	MPa		14.7* ¹		最 高 使 用 温 度	℃		40* ²		主 要 寸 法	外 径	mm			高 さ	mm	胴 部 厚 さ	mm	底 部 厚 さ	mm	材 料	—		マンガン鋼		個 数	—		123		取 付 箇 所	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 〕 〔 T. M. S. L. 27800mm 〕			
変 更 前			変 更 後																																																													
名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ） （6,7号機共用）																																																													
種 類	—		一般継目なし容器																																																													
容 量	L/個		46.7以上(46.7* ¹)		チ(1)(vi)e.－⑪																																																											
最 高 使 用 圧 力	MPa		14.7* ¹																																																													
最 高 使 用 温 度	℃		40* ²																																																													
主 要 寸 法	外 径	mm																																																														
	高 さ	mm																																																														
	胴 部 厚 さ	mm																																																														
	底 部 厚 さ	mm																																																														
材 料	—		マンガン鋼																																																													
個 数	—		123																																																													
取 付 箇 所	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 〕 〔 T. M. S. L. 27800mm 〕																																																													
		整合性 ・「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるチ(1)(vi)e.－⑩を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑪は、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑪を詳細に記載しており、整合している。 ・設置変更許可申請書（本文（五号））チ(1)(vi)e.－⑫は、設計及び工事の計画の「V-1-1-5-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）」の記載と同義であり、整合している。																																																														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																
チ(1)(vi)e.－⑬5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） チ(1)(vi)e.－⑭（「緊急時対策所」と兼用） 台数 2（予備1） 容量 約600m³/h/台 効率 高性能フィルタ ⑪99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上	e. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台数 2（予備1※1） 容量 600m³/h/台 効率 高性能フィルタ 99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上 ※1 対策本部と共用	b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用） <table><tr><td colspan="3"></td><td>変 更 前</td><td>変 更 後</td></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）</td><td>チ(1)(vi)e.－⑬a</td></tr><tr><td rowspan="11">送風機</td><td>種 類</td><td>—</td><td>遠心式</td><td rowspan="10">変更なし</td></tr><tr><td>容 量</td><td>m³/h/個</td><td>469 以上(600*1)</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td>113.2*1</td></tr><tr><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td>100*1</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td>1338*1</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td>537*1</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td>476*1</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td>2（予備1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取付箇所</td><td>—</td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近</td><td rowspan="3">変更なし</td></tr><tr><td>溢水防護上の区画番号</td><td>K5TSC</td></tr><tr><td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td><td>0.00m</td></tr><tr><td rowspan="4">原動機</td><td>種 類</td><td>—</td><td>三相誘導電動機</td><td rowspan="4">変更なし</td></tr><tr><td>出 力</td><td>kW/個</td><td>0.7</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td>2（予備1）</td></tr><tr><td>取 付 箇 所</td><td>—</td><td>送風機と同じ</td></tr><tr><td colspan="2">設計上の空気の流入率</td><td>回/h</td><td>—*2</td><td></td></tr></table> 注記*1：公称値を示す。 ※2：陽圧維持できるよう加圧するため、空気流入はない。				変 更 前	変 更 後	名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）	チ(1)(vi)e.－⑬a	送風機	種 類	—	遠心式	変更なし	容 量	m ³ /h/個	469 以上(600*1)	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	113.2*1	吐 出 口 径	mm	100*1	た て	mm	1338*1	横	mm	537*1	高 さ	mm	476*1	個 数	—	2（予備1）	取付箇所	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近	変更なし	溢水防護上の区画番号	K5TSC	溢水防護上の配慮が必要な高さ	0.00m	原動機	種 類	—	三相誘導電動機	変更なし	出 力	kW/個	0.7	個 数	—	2（予備1）	取 付 箇 所	—	送風機と同じ	設計上の空気の流入率		回/h	—*2			
			変 更 前	変 更 後																																																																
名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）	チ(1)(vi)e.－⑬a																																																																
送風機	種 類	—	遠心式	変更なし																																																																
	容 量	m ³ /h/個	469 以上(600*1)																																																																	
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm		113.2*1																																																															
		吐 出 口 径	mm		100*1																																																															
		た て	mm		1338*1																																																															
		横	mm		537*1																																																															
		高 さ	mm		476*1																																																															
	個 数	—	2（予備1）																																																																	
	取付箇所	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近		変更なし																																																															
		溢水防護上の区画番号	K5TSC																																																																	
		溢水防護上の配慮が必要な高さ	0.00m																																																																	
原動機	種 類	—	三相誘導電動機	変更なし																																																																
	出 力	kW/個	0.7																																																																	
	個 数	—	2（予備1）																																																																	
	取 付 箇 所	—	送風機と同じ																																																																	
設計上の空気の流入率		回/h	—*2																																																																	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）	該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考																																																																										
			b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）																																																																													
			<table><tr><td colspan="3"></td><td>変 更 前</td><td colspan="2">変 更 後</td></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td>チ(1)(vi)e.－⑬b</td><td colspan="2">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）</td></tr><tr><td>種 類</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="3">チ(1)(vi)e.－⑮</td><td>高性能フィルタ</td><td>活性炭フィルタ</td></tr><tr><td rowspan="2">効 率</td><td>単 体</td><td>%</td><td>99.97以上 (0.15μm粒子)</td><td>99.9以上 (相対湿度85%以下)</td></tr><tr><td>総 合</td><td>%</td><td>99.97以上 (0.15μm粒子)</td><td>99.9以上 (相対湿度85%以下)</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td rowspan="5">—</td><td colspan="2">203*</td></tr><tr><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td colspan="2">125*</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td colspan="2">898*</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td colspan="2">530*</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td colspan="2">436*</td></tr><tr><td>個 数</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="4">—</td><td colspan="2">2（予備1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取 付 箇 所</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td></tr><tr><td colspan="2">—</td><td colspan="2">取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近</td></tr><tr><td colspan="2">溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td><td colspan="2">K5TSC</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td><td></td><td colspan="2">0.00m</td></tr></table>							変 更 前	変 更 後		名 称			チ(1)(vi)e.－⑬b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）		種 類	—		チ(1)(vi)e.－⑮	高性能フィルタ	活性炭フィルタ	効 率	単 体	%	99.97以上 (0.15μm粒子)	99.9以上 (相対湿度85%以下)	総 合	%	99.97以上 (0.15μm粒子)	99.9以上 (相対湿度85%以下)	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	—	203*		吐 出 口 径	mm	125*		た て	mm	898*		横	mm	530*		高 さ	mm	436*		個 数	—		—	2（予備1）		取 付 箇 所	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm		—		取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		K5TSC			溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			0.00m	
			変 更 前	変 更 後																																																																												
名 称			チ(1)(vi)e.－⑬b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）																																																																												
種 類	—		チ(1)(vi)e.－⑮	高性能フィルタ	活性炭フィルタ																																																																											
効 率	単 体	%		99.97以上 (0.15μm粒子)	99.9以上 (相対湿度85%以下)																																																																											
	総 合	%		99.97以上 (0.15μm粒子)	99.9以上 (相対湿度85%以下)																																																																											
主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	—	203*																																																																												
	吐 出 口 径	mm		125*																																																																												
	た て	mm		898*																																																																												
	横	mm		530*																																																																												
	高 さ	mm		436*																																																																												
個 数	—		—	2（予備1）																																																																												
取 付 箇 所	—			保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																																												
	—			取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近																																																																												
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			K5TSC																																																																												
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			0.00m																																																																												
			注記＊：公称値を示す。																																																																													
			<table><tr><td>整合性</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑬a及びチ(1)(vi)e.－⑬bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑬を具体的に記載しており、整合している。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）」及び「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるチ(1)(vi)e.－⑭を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑮は、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑮を詳細に記載しており、整合している。</td><td></td><td></td></tr></table>				整合性			・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑬a及びチ(1)(vi)e.－⑬bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑬を具体的に記載しており、整合している。			・「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）」及び「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるチ(1)(vi)e.－⑭を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。			・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑮は、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑮を詳細に記載しており、整合している。																																																																
整合性																																																																																
・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑬a及びチ(1)(vi)e.－⑬bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑬を具体的に記載しており、整合している。																																																																																
・「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）」及び「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるチ(1)(vi)e.－⑭を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。																																																																																
・設計及び工事の計画のチ(1)(vi)e.－⑮は、設置変更許可申請書（本文（五号））のチ(1)(vi)e.－⑮を詳細に記載しており、整合している。																																																																																

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																														
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） チ(1)(vi)e.－⑩（「緊急時対策所」と兼用） 本数 1,792 容量 ⑩(1)(vi)e.－⑰約47L/本 充填圧力 ⑩(1)(vi)e.－⑱約15MPa	f. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台数 1,792 容量 47L／本 充填圧力 15MPa	b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用） <table><tr><th colspan="2"></th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr><tr><td colspan="2">名 称</td><td></td><td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）</td></tr><tr><td>種 類</td><td>—</td><td></td><td>一般継目なし容器</td></tr><tr><td>容 量</td><td>L/個</td><td></td><td>46.7以上(46.7*¹)</td></tr><tr><td>最 高 使 用 圧 力</td><td>MPa</td><td></td><td>14.7*¹</td></tr><tr><td>最 高 使 用 温 度</td><td>℃</td><td></td><td>40*²</td></tr><tr><td rowspan="4">主 要 寸 法</td><td>外 径</td><td>mm</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>胴 部 厚 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>底 部 厚 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>材 料</td><td>—</td><td>—</td><td>マンガン鋼</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td></td><td>1792</td></tr><tr><td>取 付 箇 所</td><td>—</td><td></td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 1080個 T.M.S.L.20300mm 712個 1792個を上記2箇所にそれぞれ上記個数保管する。 取付箇所： ⑩(1)(vi)e.－⑰5号機原子炉建屋 ⑩(1)(vi)e.－⑰T.M.S.L.27800mm ⑩(1)(vi)e.－⑰T.M.S.L.20300mm</td></tr></table> 注記*1：公称値を示す。 *2：重大事故等時における使用時の値。			変 更 前	変 更 後	名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）	種 類	—		一般継目なし容器	容 量	L/個		46.7以上(46.7* ¹)	最 高 使 用 圧 力	MPa		14.7* ¹	最 高 使 用 温 度	℃		40* ²	主 要 寸 法	外 径	mm		高 さ	mm	胴 部 厚 さ	mm	底 部 厚 さ	mm	材 料	—	—	マンガン鋼	個 数	—		1792	取 付 箇 所	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 1080個 T.M.S.L.20300mm 712個 1792個を上記2箇所にそれぞれ上記個数保管する。 取付箇所： ⑩(1)(vi)e.－⑰5号機原子炉建屋 ⑩(1)(vi)e.－⑰T.M.S.L.27800mm ⑩(1)(vi)e.－⑰T.M.S.L.20300mm	チ(1)(vi)e.－⑰	
		変 更 前	変 更 後																																															
名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）																																															
種 類	—		一般継目なし容器																																															
容 量	L/個		46.7以上(46.7* ¹)																																															
最 高 使 用 圧 力	MPa		14.7* ¹																																															
最 高 使 用 温 度	℃		40* ²																																															
主 要 寸 法	外 径	mm																																																
	高 さ	mm																																																
	胴 部 厚 さ	mm																																																
	底 部 厚 さ	mm																																																
材 料	—	—	マンガン鋼																																															
個 数	—		1792																																															
取 付 箇 所	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 1080個 T.M.S.L.20300mm 712個 1792個を上記2箇所にそれぞれ上記個数保管する。 取付箇所： ⑩(1)(vi)e.－⑰5号機原子炉建屋 ⑩(1)(vi)e.－⑰T.M.S.L.27800mm ⑩(1)(vi)e.－⑰T.M.S.L.20300mm																																															
整合性 ・「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における⑩(1)(vi)e.－⑱を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。 ・設計及び工事の計画の⑩(1)(vi)e.－⑰は、設置変更許可申請書（本文（五号））の⑩(1)(vi)e.－⑰を詳細に記載しており、整合している。 ・設置変更許可申請書（本文（五号））⑩(1)(vi)e.－⑱は、設計及び工事の計画の「V-1-1-5-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）」の記載と同義であり、整合している。																																																		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
（vi） 緊急時対策所 <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、</u><u>又(3)(vi)-①対策本部と待機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> <u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、</u><u>又(3)(vi)-②当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、</u><u>又(3)(vi)-③有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス</u>	10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> <u>緊急時対策所として、対策本部と待機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を 5 号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。</u> <中略>	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第 2 章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.1 緊急時対策所の設置 <u>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室（「6,7 号機共用」（以下同じ。））以外の場所に設置する。なお、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は、</u><u>又(3)(vi)-①5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））から構成され、5 号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</u> 1.1.2 設計方針 （4） 緊急時対策所機能の確保 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、</u><u>又(3)(vi)-②指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、指示要員が 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。</u> <u>又(3)(vi)-③敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u>	設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-①</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-①</u>と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-②</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-②</u>と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-③</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-③</u>を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
防護のための判断基準値を下回るよう[又(3)(vi)-④]運用管理を実施する。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても[又(3)(vi)-⑤]当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な[又(3)(vi)-⑥]措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保覧する設計とする。[又(3)(vi)-⑦]また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。		<u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</u> <u>固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</u> <u>固定源及び可動源に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。</u> <u>可動源の輸送ルートは、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう[又(3)(vi)-④]運用について保安規定に定めて管理する。</u> <中略> (4) 緊急時対策所機能の確保 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 a. 居住性の確保 <中略> <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容[又(3)(vi)-⑦]することができるとともに、[又(3)(vi)-⑤]重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な[又(3)(vi)-⑥a]遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</u> <中略>	設計及び工事の計画の[又(3)(vi)-④]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[又(3)(vi)-④]を具体的に記載しており、整合している。 設計及び工事の計画の[又(3)(vi)-⑤]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[又(3)(vi)-⑤]と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の[又(3)(vi)-⑥a～[又(3)(vi)-⑥c]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[又(3)(vi)-⑥]を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>ヌ(3)(vi)-⑧緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</u> <u>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</u>	10.9.1.2 設計方針 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。 (1) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できる設計とする。 (2) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、<u>異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。</u>	b. 情報の把握 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、<u>重大事故等に対処するために必要な情報を</u>、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに<u>把握できる</u>ヌ(3)(vi)-⑥b情報収集設備を設置する。 <中略> c. 通信連絡 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても<u>発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と</u>ロ(3)(i) a. (ac)-⑥c通信連絡できる設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 ヌ(3)(vi)-⑧a5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う<u>要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</u> <中略>	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑦は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑦と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑧a及びヌ(3)(vi)-⑧bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑧を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡^{㍿(3)(vi)-㉑}を行うために、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワーク及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。 ＜中略＞	b. 情報の把握 ^{㍿(3)(vi)-㉑b}5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」、 「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。 ＜中略＞ c. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、<u>発電所内の関係要員に指示を行うために^{㍿(3)(vi)-㉑a}必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</u> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 ＜中略＞	設計及び工事の計画の^{㍿(3)(vi)-㉑a}～^{㍿(3)(vi)-㉑e} は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{㍿(3)(vi)-㉑}と同義であり、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 警報装置として、十分な数量のヌ(3)(vi)-⑨b送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量のヌ(3)(vi)-⑨c衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外,5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 <中略> 4.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社,国,地方公共団体,その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として,十分な数量の「ヌ(3)(vi)-⑨d」テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。））,専用電話設備（専用電話設備（ホットライン））（地方公共団体他向））（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。））,衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。））,衛星電話設備（常設）,衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム,IP-電話機及びIP-FAX）（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として,必要な数量の「ヌ(3)(vi)-⑨e」衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。 地震及び津波に対しては、ロ、(1)、(ii)重大事故等対処施設の耐震設計及びロ、(2)、(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計に基づく設計とする。 また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。	10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針 <中略> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。 地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。 <中略> 10.9.2.2 設計方針 <中略> また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管	高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 <中略> 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。 (1) 耐震性及び耐津波性 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。 (2) 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	設置変更許可申請書（本文（五号））「ロ、(1)、(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ、(2)、(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に示す。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる 又(3)(vi)-⑩設計とする。	する。 <中略> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる 設計とする。	(4) 緊急時対策所機能の確保 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 a. 居住性の確保 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる とともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い 緊急時対策所の居住性を確保する。 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、 要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。	設計及び工事の計画の 又(3)(vi)-⑩は、設置変更許可申請書(本文(五号))の 又(3)(vi)-⑩と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の 又(3)(vi)-⑩a及び 又(3)(vi)-⑩bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の 又(3)(vi)-⑩と同義であり、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>重大事故等が発生した場合においても、</u> <u>ヌ(3)(vi)-⑫</u> <u>当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬</u>	(1) 居住性を確保するための設備 <u>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタ</u>	【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、</u> <u>ヌ(3)(vi)-⑪b</u> <u>要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、要員の汚染が確認された場合は、要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。身体サーベイ，作業服の着替え等に必要な照度の確保は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンプタイプ）(6,7号機共用，5号機に保管）(個数4（予備1））によりできる設計とする。</u> 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる</u>とともに、 <u>ヌ(3)(vi)-⑫a</u> <u>重大事故等に対処する</u>	設計及び工事の計画の <u>ヌ(3)(vi)-⑫a</u> ～ <u>ヌ(3)(vi)-⑫d</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <u>ヌ(3)(vi)-⑫</u> を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>型エリアモニタを設ける。</u>	<u>を設ける。</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう <u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計</u> とする。 主要な設備は以下のとおりとする。 ・酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用）	<u>ために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</u> ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において、 <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」、☒(3)(vi)-㊸b5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）」、<u>酸素濃度計</u>（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）」<u>及び二酸化炭素濃度計</u>（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）」）<u>を設置又は保管する設計とする。</u></u> ＜中略＞ 1.1.1 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」を中央制御室（「6,7号機共用」（以下同じ。）」以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、 <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u> （「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内 ☒ (3)(vi)- ㊸ cに設置する設計とする。 【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	a. 緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備 緊急時対策所遮蔽として，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設ける。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は，重大事故が発生した場合において，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は，待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，待機場所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 緊急時対策所換気空調設備として，対策本部には，可搬型陽圧化空調機，可搬型外気取入送風機，陽圧化装置（空気ポンベ），二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け，待機場所には，可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。 <中略> c. 放射線量の測定設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） ・可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）（8.1放射線管理設備	<中略> 重大事故等が発生した場合において，<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，ヌ(3)(vi)-㊹d5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）），5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）），5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）），二次遮蔽壁，補助遮蔽，緊急時対策所換気空調系の設備，可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設置又は保管する設計とする。</u> <中略>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u>	(1) 居住性を確保するための設備 ＜中略＞ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> a. 緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所換気空調設備	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合における <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> ＜中略＞ 【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ＜中略＞ <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽，二次遮蔽壁及び補助遮蔽は、</u><u>又(3)(vi)-⑬5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の</u><u>実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u>	設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑬</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-⑬</u>を全て含んでおり、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>又(3)(vi)-⑭緊急時対策所換気空調設備として、対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u> <u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u>	<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> ＜中略＞ (1) 居住性を確保するための設備 ＜中略＞ 緊急時対策所換気空調設備として、対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。 <u>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u> 二酸化炭素吸収装置は、高気室内の二酸化炭素を除去することにより、対策要員の窒息を防止する設計とする。 可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号炉原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。 <u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u> 差圧計は、待機場所が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。 ＜中略＞	<u>又(3)(vi)-⑭緊急時対策所換気空調系の設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所換気空調系の5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u> 緊急時対策所換気空調系の設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 2.2 換気設備 2.2.4 緊急時対策所換気空調系 ＜中略＞ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、5号	設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑭</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-⑭</u>を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに 室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための$\square$(3)(vi)-⑮<u>確実な判断</u>ができるよう放射線量	(1) 居住性を確保するための設備 b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握</u>できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 <中略> c. 放射線量の測定設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、<u>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実</u>	機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号機原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。 <中略> 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、<u>酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握</u>できるよう<u>酸素濃度計（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数2（予備1））を保管する設計とする。</u> 【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、<u>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための$\square$</u>	設計及び工事の計画の$\square$(3) $\square$(vi)-⑮は、設置変更許可申請	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>を監視，測定するため，さらに 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</u>	<u>な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</u> <中略> 10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時 10.12.2.2 設計方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 b. 安全パラメータ表示システム（SPDS） 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ<u>重大事故等</u>に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は，コントロール建屋内に設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。 <中略>	<u>(3)(vi)-⑮判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所換気空調系の設備による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</u> <中略> 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備 <中略> エリアモニタリング設備のうち 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所等に設ける可搬型エリアモニタ（「6,7 号機共用」（以下同じ。））及び可搬型モニタリングポスト（「6,7 号機共用」（以下同じ。））は，重大事故等時に 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視，測定し，計測結果を記録及び保存できる設計とする。 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第 2 章 個別項目 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 b. 情報の把握 <u>ヌ(3)(vi)-⑯5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を，中央制御室内の運転員を介さずに正確，かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</u> 緊急時対策所の情報収集設備として，事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し，<u>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7 号機設備」，</u>	書(本文(五号))の<u>ヌ(3)(vi)-⑮</u>を全て含んでおり，整合している。 設計及び工事の計画の<u>ヌ(3)(vi)-⑯</u>は，設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>ヌ(3)(vi)-⑯</u>を詳細設計した結果であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>ヌ(3)(vi)-⑰5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として,無線連絡設備,衛星電話設備,統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備,携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。</u>	10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針 (2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備 b. 通信連絡設備 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として,無線連絡設備,衛星電話設備,統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備,携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。</u> <中略>	「6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。))<u>を設置する設計とする。</u>なお,安全パラメータ表示システム(SPDS)は,計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 c. 通信連絡 <中略> <u>ヌ(3)(vi)-⑰a5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)には,重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</u> なお,5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は,計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 <中略> 緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備については,重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。 【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内) <中略> 重大事故等が発生した場合において,発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として,必要な数量の<u>ヌ(3)(vi)-⑰b衛星電話設備(常設)...</u><u>無線連絡設備(常設)...</u><u>及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)...</u><u>を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し,</u>必要な数量の	設計及び工事の計画の<u>ヌ(3)(vi)-⑰a</u>～<u>ヌ(3)(vi)-⑰c</u>は,設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>ヌ(3)(vi)-⑰</u>を具体的に記載しており,整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。	(3) 代替電源設備からの給電 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。	<u>衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u> <中略> 4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の ス(3)(vi)-⑰c <u>衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u> <中略> 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (3) 代替交流電源の確保 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6,7号機共用」（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲通過時におい		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u>	<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u>	て、燃料を補給せずに運転継続できる設計とする。 <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号機原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u> 【非常用電源設備】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 交流電源設備 2.4 負荷に直接接続する電源設備 2.4.3 緊急時対策所代替電源設備 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6,7号機共用」（以下同じ。））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（440V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（150kVA, 440/220-110Vのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、可搬ケーブル（6,7号機共用、屋外に保管）（440V, 290Aのものを1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を3セット）を經由して5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）、衛星電話設備（常設）（6,7号機共用、5号機に設置）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（6,7		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、ヌ(3)(vi)-⑰燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ（4kL）により補給できる設計とする。</u> <u>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずにヌ(3)(vi)-⑱運転できる設計とする。</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の遮蔽は、<u>チ、(1), (v)遮蔽設備にて記載する。</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の換気設備は、<u>チ、(1), (vi)換気空調設備にて記載する。</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト、並びに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型エリアモニタは、<u>チ、(1), (iii)放射線監視設備にて記載する。</u>	<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、<u>燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ（4kL）により補給できる設計とする。</u></u> <u>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</u> <中略>	号機共用，5号機に設置）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）（6,7号機共用，5号機に設置）等へ給電できる設計とする。 4. 燃料設備 4.3 その他発電装置の燃料補給設備 <中略> 電源車，モニタリングポスト用発電機及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、<u>ヌ(3)(vi)-⑰軽油タンクからタンクローリ（4kL）を用いて燃料を補給できる設計とする。</u> <中略> 【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (3) 代替交流電源の確保 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，全交流動力電源が喪失した場合に，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6,7号機共用」（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。<u>なお，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は，放射性雲通過時において，燃料を補給せずにヌ(3)(vi)-⑱運転継続できる設計とする。</u> <中略>	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑰は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-⑰と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑱は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-⑱と同義であり，整合している。 設置変更許可申請書(本文(五号))「チ，(1), (v)遮蔽設備」に示す。 設置変更許可申請書(本文(五号))「チ，(1), (vi)換気空調設備」に示す。 設置変更許可申請書(本文(五号))「チ，(1), (iii)放射線監視設備」に示す。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																							
安全パラメータ表示システム（SPDS）、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、ヌ、(3)、(vii)通信連絡設備にて記載する。 燃料補給設備は、ヌ、(2)、(iv)代替電源設備に記載する。 〔常設重大事故等対処設備〕 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉑（チ、(1)、(v)と兼用）	燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。 衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。 第 10.9－2 表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） b. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.3－1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。	【放射線管理施設】 （要目表） 3 生体遮蔽装置の名称，種類，主要寸法，冷却方法及び材料 d. 緊急時対策所遮蔽・常設 <table><tr><th colspan="4">変 更 前</th><th colspan="4">変 更 後</th></tr><tr><th>名 称 種 類</th><th>主 要 寸 法 [最小厚さmm]</th><th>冷 却 方 法</th><th>材 料</th><th>名 称 種 類</th><th>主 要 寸 法 [最小厚さmm]</th><th>冷 却 方 法</th><th>材 料</th></tr><tr><td rowspan="6">生体遮蔽装置</td><td rowspan="6">—</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="2">5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部）遮蔽 （6,7号機共用）</td><td>地上3階 T.M.S.L.27800mm</td><td rowspan="2">自然冷却</td><td>普通コンクリート （密度2.15 g/cm³以上）</td></tr><tr><td>地上4階 T.M.S.L.33000mm</td><td>鋼板 （密度7.8 g/cm³以上） 普通コンクリート （密度2.15 g/cm³以上）</td></tr><tr><td rowspan="2">5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）遮蔽 （6,7号機共用）</td><td>地上3階 T.M.S.L.27800mm</td><td rowspan="2">自然冷却</td><td rowspan="2">普通コンクリート （密度2.15 g/cm³以上）</td></tr><tr><td>地上4階 T.M.S.L.33000mm</td></tr><tr><td>5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 （6,7号機共用）</td><td>地上3階 T.M.S.L.27800mm</td><td>自然冷却</td><td>普通コンクリート （密度2.15 g/cm³以上）</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 注記＊：公称値を示す。	変 更 前				変 更 後				名 称 種 類	主 要 寸 法 [最小厚さmm]	冷 却 方 法	材 料	名 称 種 類	主 要 寸 法 [最小厚さmm]	冷 却 方 法	材 料	生体遮蔽装置	—			5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部）遮蔽 （6,7号機共用）	地上3階 T.M.S.L.27800mm	自然冷却	普通コンクリート （密度2.15 g/cm ³ 以上）	地上4階 T.M.S.L.33000mm	鋼板 （密度7.8 g/cm ³ 以上） 普通コンクリート （密度2.15 g/cm ³ 以上）	5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）遮蔽 （6,7号機共用）	地上3階 T.M.S.L.27800mm	自然冷却	普通コンクリート （密度2.15 g/cm ³ 以上）	地上4階 T.M.S.L.33000mm	5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 （6,7号機共用）	地上3階 T.M.S.L.27800mm	自然冷却	普通コンクリート （密度2.15 g/cm ³ 以上）					設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ、(3)、(vii)通信連絡設備」に示す。 設置変更許可申請書（本文（五号））「ヌ、(2)、(iv)代替電源設備」に示す。 「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vi)-㉑を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており、整合している。	
変 更 前				変 更 後																																							
名 称 種 類	主 要 寸 法 [最小厚さmm]	冷 却 方 法	材 料	名 称 種 類	主 要 寸 法 [最小厚さmm]	冷 却 方 法	材 料																																				
生体遮蔽装置	—			5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部）遮蔽 （6,7号機共用）	地上3階 T.M.S.L.27800mm	自然冷却	普通コンクリート （密度2.15 g/cm ³ 以上）																																				
					地上4階 T.M.S.L.33000mm		鋼板 （密度7.8 g/cm ³ 以上） 普通コンクリート （密度2.15 g/cm ³ 以上）																																				
				5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）遮蔽 （6,7号機共用）	地上3階 T.M.S.L.27800mm	自然冷却	普通コンクリート （密度2.15 g/cm ³ 以上）																																				
					地上4階 T.M.S.L.33000mm																																						
				5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 （6,7号機共用）	地上3階 T.M.S.L.27800mm	自然冷却	普通コンクリート （密度2.15 g/cm ³ 以上）																																				

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-㉔1 又(3)(vi)-㉔5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-㉔（チ、(1)、(vi)と兼用）	a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用）</u> 個数 1 f. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用）</u> 台数 1（予備1） 風量 m³/h/台 吸収剤能力 m³/kg	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室（「6,7号機共用」（以下同じ。））以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））</u>又(3)(vi)-㉔から構成され、<u>5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</u> 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> 重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、又(3)(vi)-㉔5号機原子炉建屋内緊急時対策所（<u>対策本部）二酸化炭素吸収装置（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）</u>）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））、酸素濃度計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（個数1（予備1））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の二酸化炭素を除去することにより、要員の窒息を防止する設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉔は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉔と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉔は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㉔と同義であり、整合している。 「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における又(3)(vi)-㉔を設計及び工事の計画の「緊急時対策所」のうち「基本設計方針」に整理しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																								
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） 又(3)(vi)-㉓（チ,(1),(v)と兼用） 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） 又(3)(vi)-㉓（チ,(1),(v)と兼用）	(2) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） a. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.3－1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。 b. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6 号及び 7 号炉共用） 第 8.3－1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。	【放射線管理施設】 （要目表） 3 生体遮蔽装置の名称，種類，主要寸法，冷却方法及び材料 d. 緊急時対策所遮蔽・常設 <table><tr><th colspan="4">変 更 前</th><th colspan="4">変 更 後</th></tr><tr><th>名 称 種 類</th><th>主 要 寸 法 [最小厚さmm]</th><th>冷 却 方 法</th><th>材 料</th><th>名 称 種 類</th><th>主 要 寸 法 [最小厚さmm]</th><th>冷 却 方 法</th><th>材 料</th></tr><tr><td rowspan="6">生体遮蔽装置</td><td rowspan="6">—</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="2">5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6, 7 号機共用）</td><td>地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm</td><td rowspan="2">自然冷却</td><td>普通コンクリート (密度 2.15 g/cm³ 以上)</td></tr><tr><td>地上 4 階 T. M. S. L. 33000mm</td><td>鋼板 (密度 7.8 g/cm³ 以上)</td></tr><tr><td rowspan="2">5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6, 7 号機共用）</td><td>地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm</td><td rowspan="2">自然冷却</td><td>普通コンクリート (密度 2.15 g/cm³ 以上)</td></tr><tr><td>地上 4 階 T. M. S. L. 33000mm</td><td></td></tr><tr><td>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6, 7 号機共用）</td><td>地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm</td><td>自然冷却</td><td>普通コンクリート (密度 2.15 g/cm³ 以上)</td></tr><tr><td></td><td>495(500*)</td><td></td><td></td></tr></table> 注記＊ ：公称値を示す。	変 更 前				変 更 後				名 称 種 類	主 要 寸 法 [最小厚さmm]	冷 却 方 法	材 料	名 称 種 類	主 要 寸 法 [最小厚さmm]	冷 却 方 法	材 料	生体遮蔽装置	—			5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6, 7 号機共用）	地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm	自然冷却	普通コンクリート (密度 2.15 g/cm ³ 以上)	地上 4 階 T. M. S. L. 33000mm	鋼板 (密度 7.8 g/cm ³ 以上)	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6, 7 号機共用）	地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm	自然冷却	普通コンクリート (密度 2.15 g/cm ³ 以上)	地上 4 階 T. M. S. L. 33000mm		5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6, 7 号機共用）	地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm	自然冷却	普通コンクリート (密度 2.15 g/cm ³ 以上)		495(500*)			「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽」及び「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における又(3)(vi)-㉓を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており，整合している。	
変 更 前				変 更 後																																								
名 称 種 類	主 要 寸 法 [最小厚さmm]	冷 却 方 法	材 料	名 称 種 類	主 要 寸 法 [最小厚さmm]	冷 却 方 法	材 料																																					
生体遮蔽装置	—			5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6, 7 号機共用）	地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm	自然冷却	普通コンクリート (密度 2.15 g/cm ³ 以上)																																					
					地上 4 階 T. M. S. L. 33000mm		鋼板 (密度 7.8 g/cm ³ 以上)																																					
				5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6, 7 号機共用）	地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm	自然冷却	普通コンクリート (密度 2.15 g/cm ³ 以上)																																					
					地上 4 階 T. M. S. L. 33000mm																																							
				5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6, 7 号機共用）	地上 3 階 T. M. S. L. 27800mm	自然冷却	普通コンクリート (密度 2.15 g/cm ³ 以上)																																					
					495(500*)																																							

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は 6 号及び 7 号炉共用） 又(3)(vi)-㉔（又,(3),(vii)と兼用）... 無線連絡設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） 又(3)(vi)-㉕（又,(3),(vii)と兼用）... 衛星電話設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用） 又(3)(vi)-㉕（又,(3),(vii)と兼用）...	第 10.9－1 表 緊急時対策所の主要機器仕様 (1) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 c. <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u> 第 10.12－2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 d. 通信連絡設備 (f) <u>無線連絡設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用）</u> 第 10.12－2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 (g) <u>衛星電話設備（常設）（6 号及び 7 号炉共用）</u> 第 10.12－2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第 2 章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 (4) 緊急時対策所機能の確保 b. 情報の把握 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置、<u>緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置</u>で構成する<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。なお，又(3)(vi)-㉔<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</u> 【計測制御系統施設】 （基本設計方針） 第 2 章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7 号機設備」，「6,7 号機共用，5 号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7 号機共用，6 号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量	設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉔は，設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vi)-㉔と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㉕は，設置変更許可申請書(本文(五号))の又(3)(vi)-㉕と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(vi)-㉔統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉔（ヌ,(3),(vii)と兼用） ヌ(3)(vi)-㉔5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(6号及び7号炉共用) ヌ(3)(vi)-㉔（ヌ,(3),(vii)と兼用）	設）の主要機器仕様に記載する。 (h) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 第10.9-2表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 1. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	の送受話器（ページング）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS 端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお，ヌ(3)(vi)-㉔5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は，計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 <中略> また，ヌ(3)(vi)-㉔5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密	設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-㉔と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-㉔と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-㉔と同義であり，整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔は，設置変更許可申請書(本文(五号))のヌ(3)(vi)-㉔と同義であり，整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。<u>ヌ(3)(vi)-㉑5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</u> <中略> 4.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。）」、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。）」、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。）」、<u>衛星電話設備（常設）</u>、衛星電話設備（可搬型）及び<u>ヌ(3)(vi)-㉑統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。）」を設置又は保管する設計とする。</u> また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「6,7号機共用,5号機に設置」（以下同じ。）」を一式設置する設計とする。 なお、<u>ヌ(3)(vi)-㉑5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備</u>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																	
〔可搬型重大事故等対処設備〕 又(3)(vi)-㉔5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-㉔（チ、(1)、(vi)と兼用）	第 10.9－2 表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 第 8.2－1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。	を緊急時対策所の設備として兼用する。 <中略> 【放射線管理施設】 （要目表） 2 換気設備に係る次の事項 (4) 送風機の名称，種類，容量，主要寸法，個数及び取付箇所並びに原動機の種類，出力，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率 ・可搬型 a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用） <table><tr><td colspan="3"></td><td>変 更 前</td><td>変 更 後</td></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）</td><td>又(3)(vi)-㉔a</td></tr><tr><td rowspan="11">送風機</td><td>種 類</td><td>—</td><td>遠心式</td><td rowspan="11">変更なし</td></tr><tr><td>容 量</td><td>m³/h/個</td><td>560 以上 (600*¹)</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td>113.2*¹</td></tr><tr><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td>100*¹</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td>1338*¹</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td>537*¹</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td>476*¹</td></tr><tr><td colspan="2">個 数</td><td>—</td><td>1（予備 1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取付箇所</td><td>—</td><td rowspan="3">—</td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm</td></tr><tr><td>溢水防護上の区画番号</td><td>K5TSC</td></tr><tr><td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td><td>0.00m</td></tr><tr><td rowspan="4">原動機</td><td>種 類</td><td>—</td><td>三相誘導電動機</td><td rowspan="4">変更なし</td></tr><tr><td>出 力</td><td>kW/個</td><td>0.7</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td>1（予備 1）</td></tr><tr><td>取 付 箇 所</td><td>—</td><td>送風機と同じ</td></tr><tr><td colspan="2">設計上の空気の流入率</td><td>回/h</td><td>—*²</td><td></td></tr></table> 注記*1：公称値を示す。 *2：陽圧維持できるよう加圧するため，空気流入はない。				変 更 前	変 更 後	名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）	又(3)(vi)-㉔a	送風機	種 類	—	遠心式	変更なし	容 量	m ³ /h/個	560 以上 (600* ¹)	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	113.2* ¹	吐 出 口 径	mm	100* ¹	た て	mm	1338* ¹	横	mm	537* ¹	高 さ	mm	476* ¹	個 数		—	1（予備 1）	取付箇所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm	溢水防護上の区画番号	K5TSC	溢水防護上の配慮が必要な高さ	0.00m	原動機	種 類	—	三相誘導電動機	変更なし	出 力	kW/個	0.7	個 数	—	1（予備 1）	取 付 箇 所	—	送風機と同じ	設計上の空気の流入率		回/h	—* ²			
			変 更 前	変 更 後																																																																	
名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）	又(3)(vi)-㉔a																																																																	
送風機	種 類	—	遠心式	変更なし																																																																	
	容 量	m ³ /h/個	560 以上 (600* ¹)																																																																		
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm		113.2* ¹																																																																
		吐 出 口 径	mm		100* ¹																																																																
		た て	mm		1338* ¹																																																																
		横	mm		537* ¹																																																																
		高 さ	mm		476* ¹																																																																
	個 数		—		1（予備 1）																																																																
	取付箇所	—	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm																																																																
		溢水防護上の区画番号			K5TSC																																																																
		溢水防護上の配慮が必要な高さ			0.00m																																																																
原動機	種 類	—	三相誘導電動機	変更なし																																																																	
	出 力	kW/個	0.7																																																																		
	個 数	—	1（予備 1）																																																																		
	取 付 箇 所	—	送風機と同じ																																																																		
設計上の空気の流入率		回/h	—* ²																																																																		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）	該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考																																																																					
			(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称，種類，効率，主要寸法，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・可搬型 a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用） <table><tr><th colspan="3"></th><th>変 更 前</th><th colspan="2">変 更 後</th></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td rowspan="10">㍻(3)(vi)-㉔b</td><td colspan="2">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）</td></tr><tr><td>種 類</td><td>—</td><td>高性能フィルタ</td><td>活性炭フィルタ</td></tr><tr><td rowspan="2">効 率</td><td>単 体</td><td>%</td><td>99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)</td><td>99.9 以上 (相对湿度 85%以下)</td></tr><tr><td>総 合</td><td>%</td><td>99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)</td><td>99.9 以上 (相对湿度 85%以下)</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td colspan="2">203*</td></tr><tr><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td colspan="2">125*</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td colspan="2">898*</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td colspan="2">530*</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td colspan="2">436*</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td colspan="2">1（予備 1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取 付 箇 所</td><td>—</td><td rowspan="3">—</td><td colspan="2">保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td></tr><tr><td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td><td colspan="2">取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近</td></tr><tr><td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td><td colspan="2">K5TSC</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="2">0.00m</td></tr></table> 注記＊：公称値を示す。							変 更 前	変 更 後		名 称			㍻(3)(vi)-㉔b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）		種 類	—	高性能フィルタ	活性炭フィルタ	効 率	単 体	%	99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)	99.9 以上 (相对湿度 85%以下)	総 合	%	99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)	99.9 以上 (相对湿度 85%以下)	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	203*		吐 出 口 径	mm	125*		た て	mm	898*		横	mm	530*		高 さ	mm	436*		個 数	—	1（予備 1）		取 付 箇 所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近		溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	K5TSC						0.00m			
			変 更 前	変 更 後																																																																							
名 称			㍻(3)(vi)-㉔b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用）																																																																							
種 類	—	高性能フィルタ		活性炭フィルタ																																																																							
効 率	単 体	%		99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)	99.9 以上 (相对湿度 85%以下)																																																																						
	総 合	%		99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)	99.9 以上 (相对湿度 85%以下)																																																																						
主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm		203*																																																																							
	吐 出 口 径	mm		125*																																																																							
	た て	mm		898*																																																																							
	横	mm		530*																																																																							
	高 さ	mm		436*																																																																							
個 数	—	1（予備 1）																																																																									
取 付 箇 所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																																								
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近																																																																								
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		K5TSC																																																																								
				0.00m																																																																							
整合性 ・設計及び工事の計画の㍻(3)(vi)-㉔a及び㍻(3)(vi)-㉔bは，設置変更許可申請書（本文（五号））の㍻(3)(vi)-㉔を具体的に記載しており，整合している。 ・「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における㍻(3)(vi)-㉔を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており，整合している。																																																																											

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																					
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉔（チ.(1).(vi)と兼用）...	d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） 第 8.2－1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。	c. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用） <table><tr><td colspan="3"></td><td>変 更 前</td><td>変 更 後</td></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td colspan="2">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）</td></tr><tr><td rowspan="10">送風機</td><td rowspan="2">種 容</td><td>類</td><td>—</td><td>遠心式</td></tr><tr><td>量</td><td>m³/h/個</td><td>560 以上 (600*)</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td>125*</td></tr><tr><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td>100*</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td>715*</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td>364*</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td>536*</td></tr><tr><td colspan="2">個 数</td><td>—</td><td>2（予備 1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取付箇所</td><td>—</td><td rowspan="3">—</td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近</td><td rowspan="3">変更なし</td></tr><tr><td>溢水防護上の 区 画 番 号</td><td>K5TSC</td></tr><tr><td>溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td><td>0.00m</td></tr><tr><td rowspan="4">原動機</td><td>種 類</td><td>—</td><td colspan="2">単相誘導電動機</td></tr><tr><td>出 力</td><td>kW/個</td><td colspan="2">0.7</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td colspan="2">2（予備 1）</td></tr><tr><td>取 付 箇 所</td><td>—</td><td colspan="2">送風機と同じ</td></tr><tr><td colspan="2">設計上の空気の流入率</td><td>回/h</td><td colspan="2">—</td></tr></table> 注記＊：公称値を示す。				変 更 前	変 更 後	名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）		送風機	種 容	類	—	遠心式	量	m³/h/個	560 以上 (600*)	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	125*	吐 出 口 径	mm	100*	た て	mm	715*	横	mm	364*	高 さ	mm	536*	個 数		—	2（予備 1）	取付箇所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近	変更なし	溢水防護上の 区 画 番 号	K5TSC	溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	0.00m	原動機	種 類	—	単相誘導電動機		出 力	kW/個	0.7		個 数	—	2（予備 1）		取 付 箇 所	—	送風機と同じ		設計上の空気の流入率		回/h	—			
			変 更 前	変 更 後																																																																					
名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）																																																																						
送風機	種 容	類	—	遠心式																																																																					
		量	m³/h/個	560 以上 (600*)																																																																					
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	125*																																																																					
		吐 出 口 径	mm	100*																																																																					
		た て	mm	715*																																																																					
		横	mm	364*																																																																					
		高 さ	mm	536*																																																																					
	個 数		—	2（予備 1）																																																																					
	取付箇所	—	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近	変更なし																																																																				
		溢水防護上の 区 画 番 号		K5TSC																																																																					
溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		0.00m																																																																							
原動機	種 類	—	単相誘導電動機																																																																						
	出 力	kW/個	0.7																																																																						
	個 数	—	2（予備 1）																																																																						
	取 付 箇 所	—	送風機と同じ																																																																						
設計上の空気の流入率		回/h	—																																																																						
			「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機」は，設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vi)-㉔を工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており，整合している。																																																																						

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-㉔(チ,(1),(vi)と兼用)...	e. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） 第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。	2.2 緊急時対策所換気空調系 (1) 容器（中央制御室，緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称，種類，容量，最高使用圧力，最高使用温度，主要寸法，材料，個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に明記すること。） ・可搬型 a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用） <table><tr><th colspan="3"></th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td rowspan="12">—</td><td><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）</u></td></tr><tr><td>種 類</td><td>—</td><td></td><td>一般継目なし容器</td></tr><tr><td>容 量</td><td>L/個</td><td></td><td>46.7 以上 (46.7*¹)</td></tr><tr><td>最 高 使 用 圧 力</td><td>MPa</td><td></td><td>14.7*¹</td></tr><tr><td>最 高 使 用 温 度</td><td>℃</td><td></td><td>40*²</td></tr><tr><td rowspan="4">主 要 寸 法</td><td>外 径</td><td>mm</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>胴 部 厚 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>底 部 厚 さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>材 料</td><td>—</td><td></td><td>マンガン鋼</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td></td><td>123</td></tr><tr><td>取 付 箇 所</td><td>—</td><td></td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 〕 〔 T.M.S.L. 27800mm 〕</td></tr></table> 注記*1 ：公称値を示す。 *2 ：重大事故等時における使用時の値。				変 更 前	変 更 後	名 称			—	<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）</u>	種 類	—		一般継目なし容器	容 量	L/個		46.7 以上 (46.7* ¹)	最 高 使 用 圧 力	MPa		14.7* ¹	最 高 使 用 温 度	℃		40* ²	主 要 寸 法	外 径	mm		高 さ	mm	胴 部 厚 さ	mm	底 部 厚 さ	mm	材 料	—		マンガン鋼	個 数	—		123	取 付 箇 所	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 〕 〔 T.M.S.L. 27800mm 〕	「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）」は，設置変更許可申請書（本文（五号））における「又(3)(vi)-㉔」を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており，整合している。	
			変 更 前	変 更 後																																																
名 称			—	<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）</u>																																																
種 類	—			一般継目なし容器																																																
容 量	L/個			46.7 以上 (46.7* ¹)																																																
最 高 使 用 圧 力	MPa			14.7* ¹																																																
最 高 使 用 温 度	℃			40* ²																																																
主 要 寸 法	外 径	mm																																																		
	高 さ	mm																																																		
	胴 部 厚 さ	mm																																																		
	底 部 厚 さ	mm																																																		
材 料	—			マンガン鋼																																																
個 数	—			123																																																
取 付 箇 所	—			保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 〕 〔 T.M.S.L. 27800mm 〕																																																

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>又(3)(vi)-㉔a 差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> 個数 <u>又(3)(vi)-㉕a 1（予備1※）</u> ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 <u>又(3)(vi)-㉖a 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> 個数 <u>又(3)(vi)-㉗a 1（予備1※）</u> ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 <u>又(3)(vi)-㉘a 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> 個数 <u>又(3)(vi)-㉙a 1（予備1※）</u> ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 <u>又(3)(vi)-㉚a 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> 個数 <u>又(3)(vi)-㉛a 1（予備1※）</u> ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 <u>可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）</u> <u>又(3)(vi)-㉜（チ、(2)と兼用）</u>	g. <u>差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> 個数 <u>1（予備1※¹）</u> ※1 「待機場所」と兼用 h. <u>酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> <中略> 個数 <u>1（予備1※¹）</u> ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～100% i. <u>二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> <中略> 個数 <u>1（予備1※¹）</u> ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm j. <u>可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> 第8.1－2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略> 種類 半導体 計測範囲 0.001～99.9mSv/h 個数 <u>1（予備1※¹）</u> ※1 <u>可搬型エリアモニタ（待機場所）と一部兼用</u> k. <u>可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）</u> 第8.1－2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略>	【緊急時対策所】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> 重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」、<u>又(3)(vi)-㉔5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）」、<u>又(3)(vi)-㉖酸素濃度計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）」及び<u>又(3)(vi)-㉘二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）」を設置又は保管する設計とする。</u></u></u> <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計<u>又(3)(vi)-㉕</u>（個数2（予備1）、計測範囲0～200Pa）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計<u>又(3)(vi)-㉗</u>（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計<u>又(3)(vi)-㉙</u>（個数2（予備1））を保管する設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-㉔</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-㉔a</u>及び<u>又(3)(vi)-㉔b</u>と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-㉕</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-㉕a</u>及び<u>又(3)(vi)-㉕b</u>と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-㉖</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-㉖a</u>及び<u>又(3)(vi)-㉖b</u>と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-㉗</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-㉗a</u>及び<u>又(3)(vi)-㉗b</u>と同義であり、整合している。 設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-㉘</u>は、設置変更許可申請書(本文(五号))の<u>又(3)(vi)-㉘a</u>及び<u>又(3)(vi)-㉘b</u>と同義であり、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
ヌ(3)(vi)-㉔5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉔（チ,(1),(vi)と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） ヌ(3)(vi)-㉔（チ,(1),(vi)と兼用） ヌ(3)(vi)-㉔b差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数ヌ(3)(vi)-㉔b1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(vi)-㉔b酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数ヌ(3)(vi)-㉔b1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(vi)-㉔b二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数ヌ(3)(vi)-㉔b1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 ヌ(3)(vi)-㉔b可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数ヌ(3)(vi)-㉔b1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用	(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 e. 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数1（予備1※²） ※2「対策本部」と兼用 f. 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数1（予備1※²） ※2「対策本部」と兼用 測定範囲0～100% g. 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数1（予備1※²） ※2「対策本部」と兼用 測定範囲0～10,000ppm h. 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略> 種類半導体 計測範囲0.001～99.9mSv/h 個数1（予備1※²） ※2 可搬型エリアモニタ（対策本部）と一部兼用		設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉔a及びヌ(3)(vi)-㉔bと同義であり、整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉔a及びヌ(3)(vi)-㉔bと同義であり、整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉔a及びヌ(3)(vi)-㉔bと同義であり、整合している。 「可搬型モニタリングポスト」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vi)-㉔を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「放射線管理用計測装置」に整理しており、整合している。 設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉔a及びヌ(3)(vi)-㉔bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉔を具体的に記載しており、整合している。 「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
			圧化空調機」及び「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における ^㉙ _{(3)(vi)-㉙} を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																				
		【放射線管理施設】 （要目表） 1 放射線管理用計測装置に係る次の事項 (2) エリアモニタリング設備に係る次の事項 ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数・可搬型 <table><thead><tr><th colspan="6">変 更 前</th><th colspan="6">変 更 後</th></tr><tr><th>名 称</th><th>検 出 器 の 種 類</th><th>計 測 範 囲</th><th>警 報 動 作 範 囲</th><th>取 付 箇 所</th><th>個 数</th><th>名 称</th><th>検 出 器 の 種 類</th><th>計 測 範 囲</th><th>警 報 動 作 範 囲</th><th>取 付 箇 所</th><th>個 数</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">—</td><td>又(3)(vi)-㉔</td><td>可搬型エリアモニタ (6,7号機共用)</td><td>半導体</td><td>0.001～ 99.99nSv/h</td><td>0.001～ 99.99nSv/h</td><td>保管場所： 5号機原子炉建 T.M.S.L.27800n 取付箇所： 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 T.M.S.L.27800nm (監視・記録は5号機原子炉建屋内 緊急時対策所にて行う。)</td><td>又(3)(vi)-㉔ 2 (予備1)</td></tr></tbody></table> (4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 <table><thead><tr><th colspan="6">変 更 前</th><th colspan="6">変 更 後</th></tr><tr><th>名 称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>警報動作範囲</th><th>個数</th><th>取付箇所</th><th>名 称</th><th>検出器の種類</th><th>計測範囲</th><th>警報動作範囲</th><th>個 数</th><th>取 付 箇 所</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">—</td><td>可搬型モニタリングポスト (6,7号機共用)</td><td>NaI (TI) シンチレーション</td><td>10～10⁸ nGy/h</td><td>10～10⁸ nGy/h</td><td>15 (予備1)</td><td>保管場所： 荒浜側高台保管場所 7台（予備1台） 屋外 T.M.S.L.37000nm 大浜側高台保管場所 7台 屋外 T.M.S.L.35000nm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 1台 T.M.S.L.27800nm 予備を含めた16台を上記3箇所のうち荒浜側高台保管場所 に8台、大浜側高台保管場所に7台及び5号機原子炉建屋 内緊急時対策所内に1台保管する。 取付箇所： ①屋外モニタリングポスト付近 9台 モニタリングポスト1付近 屋外 T.M.S.L.23000nm モニタリングポスト2付近 屋外 T.M.S.L.89000nm モニタリングポスト3付近 屋外 T.M.S.L.45000nm モニタリングポスト4付近 屋外 T.M.S.L.65000nm モニタリングポスト5付近 屋外 T.M.S.L.53000nm モニタリングポスト6付近 屋外 T.M.S.L.60000nm モニタリングポスト7付近 屋外 T.M.S.L.47000nm モニタリングポスト8付近 屋外 T.M.S.L.38000nm モニタリングポスト9付近 屋外 T.M.S.L.26000nm ②海側等付近 5台 海側等配置箇所1 屋外 T.M.S.L.5000nm 海側等配置箇所2 屋外 T.M.S.L.8000nm 海側等配置箇所3 屋外 T.M.S.L.15000nm 海側等配置箇所4 屋外 T.M.S.L.12000nm 海側等配置箇所5 屋外 T.M.S.L.56000nm ③5号機原子炉建屋内緊急時対策所 1台 T.M.S.L.27800nm</td></tr><tr><td colspan="6"></td><td>電離箱サーベイメータ (6,7号機共用)</td><td>電離箱</td><td>0.001～ 1000 nSv/h</td><td>—</td><td>2 (予備1)</td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 T.M.S.L.27800nm 取付箇所： 2台</td></tr></tbody></table> 注記＊：発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）のうち、任意の場所でのモニタリング時に使用する。	変 更 前						変 更 後						名 称	検 出 器 の 種 類	計 測 範 囲	警 報 動 作 範 囲	取 付 箇 所	個 数	名 称	検 出 器 の 種 類	計 測 範 囲	警 報 動 作 範 囲	取 付 箇 所	個 数	—						又(3)(vi)-㉔	可搬型エリアモニタ (6,7号機共用)	半導体	0.001～ 99.99nSv/h	0.001～ 99.99nSv/h	保管場所： 5号機原子炉建 T.M.S.L.27800n 取付箇所： 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 T.M.S.L.27800nm (監視・記録は5号機原子炉建屋内 緊急時対策所にて行う。)	又(3)(vi)-㉔ 2 (予備1)	変 更 前						変 更 後						名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	取付箇所	名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個 数	取 付 箇 所	—						可搬型モニタリングポスト (6,7号機共用)	NaI (TI) シンチレーション	10～10 ⁸ nGy/h	10～10 ⁸ nGy/h	15 (予備1)	保管場所： 荒浜側高台保管場所 7台（予備1台） 屋外 T.M.S.L.37000nm 大浜側高台保管場所 7台 屋外 T.M.S.L.35000nm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 1台 T.M.S.L.27800nm 予備を含めた16台を上記3箇所のうち荒浜側高台保管場所 に8台、大浜側高台保管場所に7台及び5号機原子炉建屋 内緊急時対策所内に1台保管する。 取付箇所： ①屋外モニタリングポスト付近 9台 モニタリングポスト1付近 屋外 T.M.S.L.23000nm モニタリングポスト2付近 屋外 T.M.S.L.89000nm モニタリングポスト3付近 屋外 T.M.S.L.45000nm モニタリングポスト4付近 屋外 T.M.S.L.65000nm モニタリングポスト5付近 屋外 T.M.S.L.53000nm モニタリングポスト6付近 屋外 T.M.S.L.60000nm モニタリングポスト7付近 屋外 T.M.S.L.47000nm モニタリングポスト8付近 屋外 T.M.S.L.38000nm モニタリングポスト9付近 屋外 T.M.S.L.26000nm ②海側等付近 5台 海側等配置箇所1 屋外 T.M.S.L.5000nm 海側等配置箇所2 屋外 T.M.S.L.8000nm 海側等配置箇所3 屋外 T.M.S.L.15000nm 海側等配置箇所4 屋外 T.M.S.L.12000nm 海側等配置箇所5 屋外 T.M.S.L.56000nm ③5号機原子炉建屋内緊急時対策所 1台 T.M.S.L.27800nm							電離箱サーベイメータ (6,7号機共用)	電離箱	0.001～ 1000 nSv/h	—	2 (予備1)	保管場所： 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 T.M.S.L.27800nm 取付箇所： 2台	
変 更 前						変 更 後																																																																																		
名 称	検 出 器 の 種 類	計 測 範 囲	警 報 動 作 範 囲	取 付 箇 所	個 数	名 称	検 出 器 の 種 類	計 測 範 囲	警 報 動 作 範 囲	取 付 箇 所	個 数																																																																													
—						又(3)(vi)-㉔	可搬型エリアモニタ (6,7号機共用)	半導体	0.001～ 99.99nSv/h	0.001～ 99.99nSv/h	保管場所： 5号機原子炉建 T.M.S.L.27800n 取付箇所： 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 T.M.S.L.27800nm (監視・記録は5号機原子炉建屋内 緊急時対策所にて行う。)	又(3)(vi)-㉔ 2 (予備1)																																																																												
変 更 前						変 更 後																																																																																		
名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	取付箇所	名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個 数	取 付 箇 所																																																																													
—						可搬型モニタリングポスト (6,7号機共用)	NaI (TI) シンチレーション	10～10 ⁸ nGy/h	10～10 ⁸ nGy/h	15 (予備1)	保管場所： 荒浜側高台保管場所 7台（予備1台） 屋外 T.M.S.L.37000nm 大浜側高台保管場所 7台 屋外 T.M.S.L.35000nm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 1台 T.M.S.L.27800nm 予備を含めた16台を上記3箇所のうち荒浜側高台保管場所 に8台、大浜側高台保管場所に7台及び5号機原子炉建屋 内緊急時対策所内に1台保管する。 取付箇所： ①屋外モニタリングポスト付近 9台 モニタリングポスト1付近 屋外 T.M.S.L.23000nm モニタリングポスト2付近 屋外 T.M.S.L.89000nm モニタリングポスト3付近 屋外 T.M.S.L.45000nm モニタリングポスト4付近 屋外 T.M.S.L.65000nm モニタリングポスト5付近 屋外 T.M.S.L.53000nm モニタリングポスト6付近 屋外 T.M.S.L.60000nm モニタリングポスト7付近 屋外 T.M.S.L.47000nm モニタリングポスト8付近 屋外 T.M.S.L.38000nm モニタリングポスト9付近 屋外 T.M.S.L.26000nm ②海側等付近 5台 海側等配置箇所1 屋外 T.M.S.L.5000nm 海側等配置箇所2 屋外 T.M.S.L.8000nm 海側等配置箇所3 屋外 T.M.S.L.15000nm 海側等配置箇所4 屋外 T.M.S.L.12000nm 海側等配置箇所5 屋外 T.M.S.L.56000nm ③5号機原子炉建屋内緊急時対策所 1台 T.M.S.L.27800nm																																																																													
						電離箱サーベイメータ (6,7号機共用)	電離箱	0.001～ 1000 nSv/h	—	2 (予備1)	保管場所： 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 T.M.S.L.27800nm 取付箇所： 2台																																																																													

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）	該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考																																																																			
			2 換気設備に係る次の事項																																																																						
			b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）																																																																						
			<table><tr><td colspan="3"></td><td>変 更 前</td><td>変 更 後</td></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）可搬型陽圧化空調機 （ファン） （6,7号機共用）</td><td>又(3)(vi)-㉔a</td></tr><tr><td rowspan="10">送風機</td><td rowspan="7">種 類</td><td>—</td><td>遠心式</td><td rowspan="10">変更なし</td></tr><tr><td>容 量</td><td>m³/h/個</td><td>469 以上 (600*1)</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td>113.2*1</td></tr><tr><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td>100*1</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td>1338*1</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td>537*1</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td>476*1</td></tr><tr><td colspan="2">個 数</td><td>—</td><td>2（予備1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取付箇所</td><td>—</td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）付近</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>溢水防護上の 区 画 番 号</td><td>—</td><td>K5TSC</td></tr><tr><td>溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td><td>—</td><td>0.00m</td></tr><tr><td rowspan="4">原動機</td><td>種 類</td><td>—</td><td>三相誘導電動機</td><td rowspan="4">0.37</td></tr><tr><td>出 力</td><td>kW/個</td><td>0.7</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td>2（予備1）</td></tr><tr><td>取 付 箇 所</td><td>—</td><td>送風機と同じ</td></tr><tr><td colspan="3">設計上の空気の流入率</td><td>回/h</td><td>—*2</td><td rowspan="2">変更なし</td></tr></table>					変 更 前	変 更 後	名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）可搬型陽圧化空調機 （ファン） （6,7号機共用）	又(3)(vi)-㉔a	送風機	種 類	—	遠心式	変更なし	容 量	m³/h/個	469 以上 (600*1)	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	113.2*1	吐 出 口 径	mm	100*1	た て	mm	1338*1	横	mm	537*1	高 さ	mm	476*1	個 数		—	2（予備1）	取付箇所	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）付近		溢水防護上の 区 画 番 号	—	K5TSC	溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	0.00m	原動機	種 類	—	三相誘導電動機	0.37	出 力	kW/個	0.7	個 数	—	2（予備1）	取 付 箇 所	—	送風機と同じ	設計上の空気の流入率			回/h	—*2	変更なし	
			変 更 前	変 更 後																																																																					
名 称			5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）可搬型陽圧化空調機 （ファン） （6,7号機共用）	又(3)(vi)-㉔a																																																																					
送風機	種 類	—	遠心式	変更なし																																																																					
		容 量	m³/h/個		469 以上 (600*1)																																																																				
		主 要 寸 法	吸 込 口 径		mm	113.2*1																																																																			
			吐 出 口 径		mm	100*1																																																																			
			た て		mm	1338*1																																																																			
			横		mm	537*1																																																																			
			高 さ		mm	476*1																																																																			
	個 数		—		2（予備1）																																																																				
	取付箇所	—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T. M. S. L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）付近																																																																						
		溢水防護上の 区 画 番 号	—			K5TSC																																																																			
溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—	0.00m																																																																						
原動機	種 類	—	三相誘導電動機	0.37																																																																					
	出 力	kW/個	0.7																																																																						
	個 数	—	2（予備1）																																																																						
	取 付 箇 所	—	送風機と同じ																																																																						
設計上の空気の流入率			回/h	—*2	変更なし																																																																				
注記*1：公称値を示す。 *2：陽圧維持できるよう加圧するため、空気流入はない。																																																																									

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																															
		b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用） <table><tr><th colspan="3"></th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td></td><td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用） ヌ(3)(vi)㊸b</td></tr><tr><td rowspan="2">種 類</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td>高性能フィルタ 活性炭フィルタ</td></tr><tr><td>単 体</td><td>%</td><td></td><td>99.97以上（0.15μm粒子） 99.9以上（相対湿度85%以下）</td></tr><tr><td rowspan="2">効 率</td><td>総 合</td><td>%</td><td></td><td>99.97以上（0.15μm粒子） 99.9以上（相対湿度85%以下）</td></tr><tr><td>吸 込 口 径</td><td>mm</td><td></td><td>203*</td></tr><tr><td rowspan="4">主 要 寸 法</td><td>吐 出 口 径</td><td>mm</td><td></td><td>125*</td></tr><tr><td>た て</td><td>mm</td><td></td><td>898*</td></tr><tr><td>横</td><td>mm</td><td></td><td>530*</td></tr><tr><td>高 さ</td><td>mm</td><td></td><td>436*</td></tr><tr><td>個 数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2（予備1）</td></tr><tr><td rowspan="3">取 付 箇 所</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近</td></tr><tr><td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td><td></td><td></td><td>K5TSC</td></tr><tr><td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td><td></td><td></td><td>0.00m</td></tr></table> 注記＊：公称値を示す。				変 更 前	変 更 後	名 称				5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用） ヌ(3)(vi)㊸b	種 類	—	—		高性能フィルタ 活性炭フィルタ	単 体	%		99.97以上（0.15μm粒子） 99.9以上（相対湿度85%以下）	効 率	総 合	%		99.97以上（0.15μm粒子） 99.9以上（相対湿度85%以下）	吸 込 口 径	mm		203*	主 要 寸 法	吐 出 口 径	mm		125*	た て	mm		898*	横	mm		530*	高 さ	mm		436*	個 数	—	—	—	2（予備1）	取 付 箇 所	—	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			K5TSC	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			0.00m		
			変 更 前	変 更 後																																																															
名 称				5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用） ヌ(3)(vi)㊸b																																																															
種 類	—	—		高性能フィルタ 活性炭フィルタ																																																															
	単 体	%		99.97以上（0.15μm粒子） 99.9以上（相対湿度85%以下）																																																															
効 率	総 合	%		99.97以上（0.15μm粒子） 99.9以上（相対湿度85%以下）																																																															
	吸 込 口 径	mm		203*																																																															
主 要 寸 法	吐 出 口 径	mm		125*																																																															
	た て	mm		898*																																																															
	横	mm		530*																																																															
	高 さ	mm		436*																																																															
個 数	—	—	—	2（予備1）																																																															
取 付 箇 所	—	—		保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）付近																																																															
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			K5TSC																																																															
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			0.00m																																																															

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）	該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考																																																							
			b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）（6,7号機共用）																																																										
		<table><tr><th colspan="2"></th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr><tr><td colspan="2">名 称</td><td></td><td><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所</u> <u>（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）</u> <u>（6,7号機共用）</u></td></tr><tr><td>種</td><td>類</td><td>—</td><td>一般継目なし容器</td></tr><tr><td>容</td><td>量</td><td>L/個</td><td>46.7以上(46.7*¹)</td></tr><tr><td>最</td><td>高</td><td>使</td><td>用</td></tr><tr><td>最</td><td>高</td><td>使</td><td>用</td></tr><tr><td>最</td><td>高</td><td>使</td><td>用</td></tr><tr><td>主</td><td>外</td><td>径</td><td>mm</td></tr><tr><td>要</td><td>高</td><td>さ</td><td>mm</td></tr><tr><td>寸</td><td>胴</td><td>部</td><td>厚</td></tr><tr><td>法</td><td>底</td><td>部</td><td>厚</td></tr><tr><td>材</td><td>料</td><td>—</td><td>マンガン鋼</td></tr><tr><td>個</td><td>数</td><td>—</td><td>1792</td></tr><tr><td colspan="2">取 付 箇 所</td><td>—</td><td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 1080 個 T.M.S.L.20300mm 712 個 1792 個を上記 2 箇所にそれぞれ上記 個数保管する。 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm T.M.S.L.20300mm 〕</td></tr></table>				変 更 前	変 更 後	名 称			<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所</u> <u>（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）</u> <u>（6,7号機共用）</u>	種	類	—	一般継目なし容器	容	量	L/個	46.7以上(46.7* ¹)	最	高	使	用	最	高	使	用	最	高	使	用	主	外	径	mm	要	高	さ	mm	寸	胴	部	厚	法	底	部	厚	材	料	—	マンガン鋼	個	数	—	1792	取 付 箇 所		—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 1080 個 T.M.S.L.20300mm 712 個 1792 個を上記 2 箇所にそれぞれ上記 個数保管する。 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm T.M.S.L.20300mm 〕	—	
		変 更 前	変 更 後																																																										
名 称			<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所</u> <u>（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）</u> <u>（6,7号機共用）</u>																																																										
種	類	—	一般継目なし容器																																																										
容	量	L/個	46.7以上(46.7* ¹)																																																										
最	高	使	用																																																										
最	高	使	用																																																										
最	高	使	用																																																										
主	外	径	mm																																																										
要	高	さ	mm																																																										
寸	胴	部	厚																																																										
法	底	部	厚																																																										
材	料	—	マンガン鋼																																																										
個	数	—	1792																																																										
取 付 箇 所		—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm 1080 個 T.M.S.L.20300mm 712 個 1792 個を上記 2 箇所にそれぞれ上記 個数保管する。 取付箇所： 〔 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27800mm T.M.S.L.20300mm 〕																																																										
		注記*1：公称値を示す。 *2：重大事故等時における使用時の値。																																																											

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）	該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考																																																																												
又(3)(vi)-㉔5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-㉔2...（予備3）... 容量 約 200kVA/個	(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用） エンジン 個数 2...（予備3）... 使用燃料 軽油 発電機 個数 2...（予備3）... 種類 横軸回転界磁 3 相同期発電機 容量 約 200kVA/台 力率 0.8 電圧 440V 周波数 50Hz	【非常用電源設備】 （要目表） 2 非常用発電装置に係る次の事項 2.3 緊急時対策所代替電源設備 (2) 内燃機関に係る次の事項 イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・可搬型 a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6,7号機共用）	<table><tr><th colspan="4"></th><th>変更前</th><th colspan="2">変 更 後</th></tr><tr><th colspan="4">名 称</th><td>又(3)(vi)-㉔a</td><td colspan="2">5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6,7号機共用）*1</td></tr><tr><td rowspan="7">機 関</td><td>種 類</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="7">—</td><td colspan="2">4サイクル水冷直列直接噴射式ディーゼル機関</td></tr><tr><td>出 力</td><td colspan="2">kW</td><td colspan="2">203</td></tr><tr><td>回 転 速 度</td><td colspan="2">min⁻¹</td><td colspan="2">1500</td></tr><tr><td rowspan="2">燃 料</td><td>種 類</td><td>—</td><td colspan="2">軽油</td></tr><tr><td>使 用 量</td><td>L/h</td><td colspan="2">43.7</td></tr><tr><td colspan="2">個 数</td><td>—</td><td colspan="2">又(3)(vi)-㉔a 1*2</td></tr><tr><td colspan="2">取 付 箇 所</td><td>—</td><td colspan="2">5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備*1</td></tr><tr><td rowspan="5">過 給 機</td><td>種 類</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">排気タービン式</td></tr><tr><td>出 口 の 圧 力</td><td colspan="2">kPa</td><td colspan="2"> </td></tr><tr><td>回 転 速 度</td><td colspan="2">min⁻¹</td><td colspan="2"> </td></tr><tr><td colspan="2">個 数</td><td>—</td><td colspan="2">1*2</td></tr><tr><td colspan="2">取 付 箇 所</td><td>—</td><td colspan="2">機関と同じ</td></tr></table> 注記*1：5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の付属機器である。 *2：5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 1 個当たりの個数を示す。 又(3)(vi)-㉔b					変更前	変 更 後		名 称				又(3)(vi)-㉔a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6,7号機共用）*1		機 関	種 類	—		—	4サイクル水冷直列直接噴射式ディーゼル機関		出 力	kW		203		回 転 速 度	min ⁻¹		1500		燃 料	種 類	—	軽油		使 用 量	L/h	43.7		個 数		—	又(3)(vi)-㉔a 1*2		取 付 箇 所		—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備*1		過 給 機	種 類	—		排気タービン式		出 口 の 圧 力	kPa				回 転 速 度	min ⁻¹				個 数		—	1*2		取 付 箇 所		—	機関と同じ				
				変更前	変 更 後																																																																													
名 称				又(3)(vi)-㉔a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6,7号機共用）*1																																																																													
機 関	種 類	—		—	4サイクル水冷直列直接噴射式ディーゼル機関																																																																													
	出 力	kW			203																																																																													
	回 転 速 度	min ⁻¹			1500																																																																													
	燃 料	種 類	—		軽油																																																																													
		使 用 量	L/h		43.7																																																																													
	個 数		—		又(3)(vi)-㉔a 1*2																																																																													
	取 付 箇 所		—		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備*1																																																																													
過 給 機	種 類	—		排気タービン式																																																																														
	出 口 の 圧 力	kPa																																																																																
	回 転 速 度	min ⁻¹																																																																																
	個 数		—	1*2																																																																														
	取 付 箇 所		—	機関と同じ																																																																														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八）	該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考																																																																																						
			(5) 発電機に係る次の事項 イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・可搬型 a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6,7号機共用） <table><tr><th colspan="3"></th><th>変更前</th><th colspan="2">変 更 後</th></tr><tr><td colspan="3">名 称</td><td rowspan="16">—</td><td colspan="2">5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備 (6,7号機共用)</td></tr><tr><td colspan="3">種 類</td><td colspan="2">同期発電機</td></tr><tr><td colspan="3">容 量</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td rowspan="5">主 要 寸 法</td><td>た</td><td>て</td><td colspan="2">* </td></tr><tr><td colspan="2">横</td><td colspan="2">* </td></tr><tr><td>高</td><td>さ</td><td colspan="2">* </td></tr><tr><td colspan="2">車 両 全 長</td><td colspan="2">6750*</td></tr><tr><td colspan="2">車 両 全 幅</td><td colspan="2">2072*</td></tr><tr><td colspan="2">車 両 高 さ</td><td colspan="2">3452*</td></tr><tr><td colspan="2">力 率</td><td colspan="2">0.8</td></tr><tr><td colspan="2">電 圧</td><td colspan="2">440</td></tr><tr><td colspan="2">相</td><td colspan="2">3</td></tr><tr><td colspan="2">周 波 数</td><td colspan="2">50</td></tr><tr><td colspan="2">回 転 速 度</td><td colspan="2">1500</td></tr><tr><td colspan="2">結 線 法</td><td colspan="2">星形</td></tr><tr><td colspan="2">冷 却 方 法</td><td colspan="2">自由通風</td></tr><tr><td colspan="2">個 数</td><td colspan="2">又(3)(vi)-㊸c 2(予備3)</td></tr><tr><td colspan="3">取 付 箇 所</td><td colspan="2">保管場所： 5号機東側保管場所 T.M.S.L.約12000mm 大湊側高台保管場所 T.M.S.L.約35000mm 上記2箇所のうち5号機東側保管場所に2個、大湊側高台保管場所に予備3個を保管する。 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27500mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤</td></tr></table> 注記＊：公称値を示す。							変更前	変 更 後		名 称			—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備 (6,7号機共用)		種 類			同期発電機		容 量			200		主 要 寸 法	た	て	*		横		*		高	さ	*		車 両 全 長		6750*		車 両 全 幅		2072*		車 両 高 さ		3452*		力 率		0.8		電 圧		440		相		3		周 波 数		50		回 転 速 度		1500		結 線 法		星形		冷 却 方 法		自由通風		個 数		又(3)(vi)-㊸c 2(予備3)		取 付 箇 所			保管場所： 5号機東側保管場所 T.M.S.L.約12000mm 大湊側高台保管場所 T.M.S.L.約35000mm 上記2箇所のうち5号機東側保管場所に2個、大湊側高台保管場所に予備3個を保管する。 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27500mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤			
			変更前	変 更 後																																																																																								
名 称			—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備 (6,7号機共用)																																																																																								
種 類				同期発電機																																																																																								
容 量				200																																																																																								
主 要 寸 法	た	て		*																																																																																								
	横			*																																																																																								
	高	さ		*																																																																																								
	車 両 全 長			6750*																																																																																								
	車 両 全 幅			2072*																																																																																								
車 両 高 さ		3452*																																																																																										
力 率		0.8																																																																																										
電 圧		440																																																																																										
相		3																																																																																										
周 波 数		50																																																																																										
回 転 速 度		1500																																																																																										
結 線 法		星形																																																																																										
冷 却 方 法		自由通風																																																																																										
個 数		又(3)(vi)-㊸c 2(予備3)																																																																																										
取 付 箇 所			保管場所： 5号機東側保管場所 T.M.S.L.約12000mm 大湊側高台保管場所 T.M.S.L.約35000mm 上記2箇所のうち5号機東側保管場所に2個、大湊側高台保管場所に予備3個を保管する。 取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L.27500mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤																																																																																									
整合性 ・設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㊸a及び又(3)(vi)-㊸bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㊸と同義であり、整合している。 ・設計及び工事の計画の又(3)(vi)-㊸a～又(3)(vi)-㊸cは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-㊸と同義であり、整合している。																																																																																												

V-1-1-1-2 発電用原子炉の設置の許可（本文（十一号））との整合性
に関する説明書

1. 発電用原子炉の設置の許可（本文（十一号））との整合性に関する説明

発電用原子炉の設置の許可（本文（十一号））との整合性に関する説明は、令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-1-1-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

V-1-1-5-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
(放射線管理施設)

目 次

1. 概要	1
2. 放射線管理用計測装置	2
2.1 プロセスモニタリング設備	2
2.2 エリアモニタリング設備	6
2.3 移動式周辺モニタリング設備	9
3. 換気設備	14
3.1 中央制御室換気空調系	14
3.1.1 主配管	14
3.1.2 送風機	19
3.1.3 排風機	23
3.1.4 フィルター	25
3.2 中央制御室陽圧化換気空調系	27
3.2.1 主配管	27
3.2.2 送風機	29
3.2.3 フィルター	31
3.3 中央制御室待避室陽圧化換気空調系	33
3.3.1 容器	33
3.3.2 主配管	36
3.4 緊急時対策所換気空調系	39
3.4.1 容器	39
3.4.2 主配管	46
3.4.3 送風機	57
3.4.4 フィルター	63

注：3.4.3「送風機」以外は，令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画の記載に変更はない。

3.4.3 送風機

名 称		5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 可搬型陽圧化空調機（ファン）（6, 7 号機共用）
容 量	m ³ /h/個	560 以上（600）
原 動 機 出 力	kW/個	0.37
個 数	—	1（予備 1）
【設 定 根 拠】 （概要） 重大事故等時に放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）として使用する 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）は、以下の機能を有する。 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）は、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）にとどまることができるよう、適切な措置を講ずるために設置する。 系統構成は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減するとともに、緊急時対策所の気密性に対して余裕を考慮した換気を行うため、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）を使用し、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）を介して 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内へ空気を供給することで 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内の陽圧を維持できる設計とする。 1. 容量 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）の容量は、隣接区画＋20Pa 以上で一般的な労働環境における酸素濃度の許容濃度を満たすことができる流量 64m³/h*並びに二酸化炭素濃度の許容濃度を満たすことができる流量 560m³/h*を踏まえ、要求値 560m³/h に設計裕度をもった 600m³/h（1 個）とする。公称値については設計裕度をもった容量と同じ 600m³/h/個とする。 注記*：添付資料「V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」に示す容量		

2. 原動機出力

5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）の原動機出力は、風量 600m³/h/個の時の軸動力を基に設定する。

定格風量点における1個あたりの5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）の風量は 600m³/h、全圧が 1.28kPa（0.00128MPa）であり、その時の必要軸動力は、以下の通り 0.32kW となるため、原動機出力はそれを上回る 0.37kW/個とする。

$$L = (P \cdot Q / 3600) / \eta = (1.28 \times 600 / 3600) / 0.68 = 0.32$$

L：必要軸動力（kW）

P：ファン全圧（kPa）= 1.28

Q：ファン風量（m³/h）= 600

η ：ファン効率=0.68

3. 個数

5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（原動機含む。）は、重大事故等対処設備として5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内への放射性物質の侵入を低減するとともに、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の気密性に対して余裕を考慮した換気を行うため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）を使用し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）を介して5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内へ空気を供給することで5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内の陽圧を維持するために予備1個を含む合計2個設置する。

名 称		5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 可搬型陽圧化空調機（ファン）（6, 7 号機共用）
容 量	m ³ /h/個	469 以上（600）
原 動 機 出 力	kW/個	0.37
個 数	—	2（予備 1）
【設 定 根 拠】 （概要） 重大事故等時に放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）として使用する 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）は、以下の機能を有する。 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）は、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）にとどまることができるよう、適切な措置を講ずるために設置する。 系統構成は、重大事故等が発生した場合において、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内への放射性物質の侵入を低減するとともに、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の気密性に対して余裕を考慮した換気を行うため、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）を使用し、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）を介して 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内へ空気を供給することで 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内の陽圧を維持できる設計とする。 1. 容量 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）の容量は、隣接区画＋20Pa 以上で一般的な労働環境における酸素濃度の許容濃度を満たすことができる流量 73m³/h*、二酸化炭素濃度の許容濃度を満たすことができる流量 638m³/h*並びに隣接区画との差圧＋20Pa を確保するための必要給気量 938m³/h を踏まえ、要求値 938m³/h（469m³/h/個×2 個）に設計裕度をもった 1200m³/h（600m³/h/個×2 個）とする。公称値については設計裕度をもった容量と同じ 600m³/h/個とする。 注記＊：添付資料「V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」に示す容量		

2. 原動機出力

5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）の原動機出力は、風量 600m³/h/個の時の軸動力を基に設定する。

定格風量点における 1 個あたりの 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）の風量は 600m³/h、全圧が 1.28kPa（0.00128MPa）であり、その時の必要軸動力は、以下の通り 0.32kW となるため、原動機出力はそれを上回る 0.37kW/個とする。

$$L = (P \cdot Q / 3600) / \eta = (1.28 \times 600 / 3600) / 0.68 = 0.32$$

L : 必要軸動力 (kW)

P : ファン全圧 (kPa) = 1.28

Q : ファン風量 (m³/h) = 600

η : ファン効率 = 0.68

3. 個数

5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（原動機含む。）は、重大事故等対処設備として 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内への放射性物質の侵入を低減するとともに、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の気密性に対して余裕を考慮した換気を行うため、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）を使用し、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）を介して 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内へ空気を供給することで 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内の陽圧を維持するために予備 1 個を含む合計 3 個設置する。

名 称		5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 可搬型外気取入送風機（6, 7 号機共用）
容 量	m ³ /h/個	560 以上（600）
原 動 機 出 力	kW/個	0.37
個 数	—	2（予備 1）
【設 定 根 拠】 （概要） 重大事故等時に放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所換気空調系）として使用する 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機は、以下の機能を有する。 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機は、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）にとどまることができるよう、適切な措置を講ずるために設置する。 系統構成は、重大事故等が発生した場合において、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内への放射性物質の侵入を低減するため、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）を連結し、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内へ建屋内の空気を供給することで 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内の陽圧を維持し、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を超えない設計とする。また給気エリアにあっては事故後の汚染した空気を 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を用いて清浄な外気でパージできる設計とする。 1. 容量 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の容量は、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）へ連結するために 1 個、給気エリアをパージするために 1 個使用することを踏まえ、要求値 560m³/h/個に設計裕度をもった 1200m³/h（600m³/h/個×2 個）とする。公称値については設計裕度をもった容量と同じ 600m³/h/個とする。		

2. 原動機出力

5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の原動機出力は，風量 600m³/h/個の時の軸動力を基に設定する。

定格風量点における 1 個あたりの 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の風量は 600m³/h，全圧が 1.28kPa（0.00128MPa）であり，その時の必要軸動力は，以下の通り 0.32kW となるため，原動機出力はそれを上回る 0.37kW/個とする。

$$L = (P \cdot Q / 3600) / \eta = (1.28 \times 600 / 3600) / 0.68 = 0.32$$

L：必要軸動力（kW）

P：ファン全圧（kPa）＝1.28

Q：ファン風量（m³/h）＝600

η：ファン効率＝0.68

3. 個数

5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（原動機含む。）は，重大事故等対処設備として 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内への放射性物質の侵入を低減するため，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）を連結し，5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内へ建屋内の空気を供給することで 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内の陽圧を維持し，また給気エリアにあつては事故後の汚染した空気を 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を用いて清浄な外気でページするために予備 1 個を含む合計 3 個設置する。

V-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される
条件の下における健全性に関する説明書

1. 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性

安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明は、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-1-1-7-別添 2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針

1. 可搬型重大事故等対処設備の設計方針

可搬型重大事故等対処設備の設計方針に関する説明は、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

1. 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明

発電用原子炉施設の火災防護に関する説明は、令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-1-1-10 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書

1. 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護

発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明は，令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

目 次

V-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

V-1-10-7 設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画 放射線管理施設

V-1-10-12 設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画 火災防護設備

注：令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画の他の添付書類については，当該設計及び工事の計画の変更に関係せず，記載内容に変更はない。

V-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
に関する説明書

1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明は、令和2年10月14日付け原規
規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-1-10-7 設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

放射線管理施設

1. 設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

放射線管理施設の設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画に関する説明は，令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-1-10-12 設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

火災防護設備

1. 設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

火災防護設備の設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画に関する説明は，令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-2 耐震性に関する説明書

V-2-別添 1 火災防護設備の耐震性に関する説明書

V-2-別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針

1. 火災防護設備の耐震計算の方針

火災防護設備の耐震計算の方針に関する説明は、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-2-別添 1-4 ボンベラックの耐震計算書

1. ボンベラックの耐震計算

ボンベラックの耐震計算書に関する説明は、令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-2-別添1-8 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ
に関する影響評価

1. 火災防護設備の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価

火災防護設備の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価に関する説明は、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-2-別添 3 可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書

V-2-別添 3-1 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針

1. 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針

可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針に関する説明は、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規
発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-2-別添 3-5 可搬型重大事故等対処設備のうちその他設備の
耐震計算書

1. 可搬型重大事故等対処設備のうちその他設備の耐震計算

可搬型重大事故等対処設備のうちその他設備の耐震計算に関する説明は、令和 2 年 10 月 14 日
付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-2-別添 3-6 可搬型重大事故等対処設備の水平 2 方向及び鉛直方向
地震力の組合せに関する影響評価結果

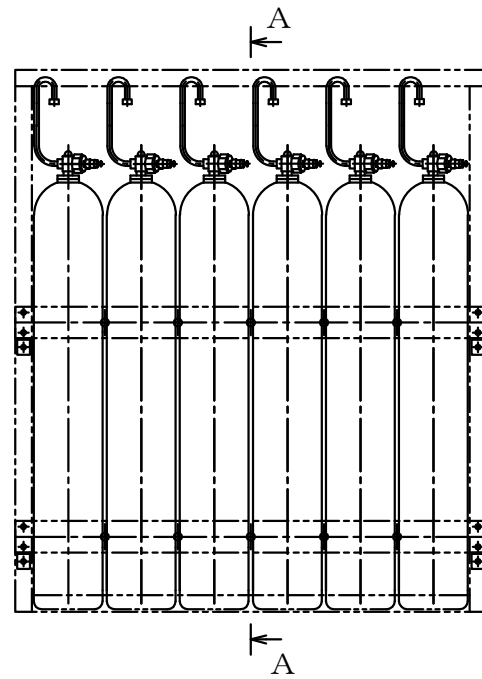
1. 可搬型重大事故等対処設備の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
可搬型重大事故等対処設備の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果に関する説明は、令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 2010147 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

V-5 図面

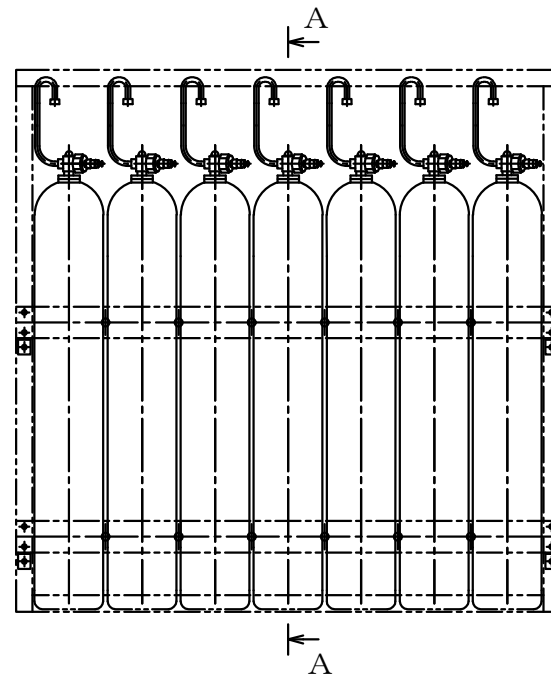
9. その他発電用原子炉の附属施設

9.3 火災防護設備

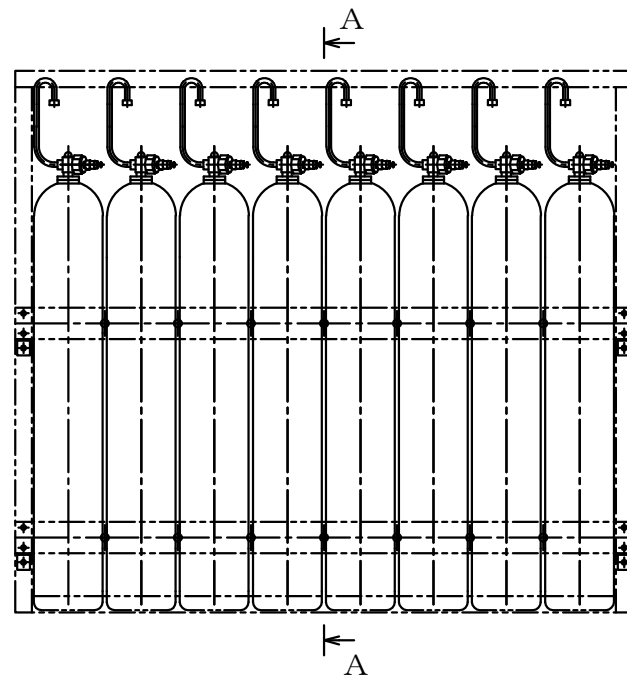
9.3.2 消火設備



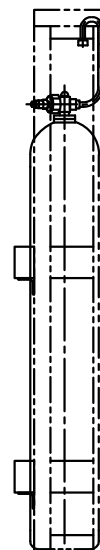
6801列6本用ボンベラック設置



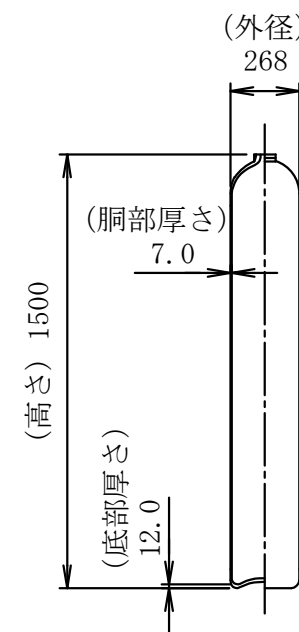
6801列7本用ボンベラック設置



6801列8本用ボンベラック設置

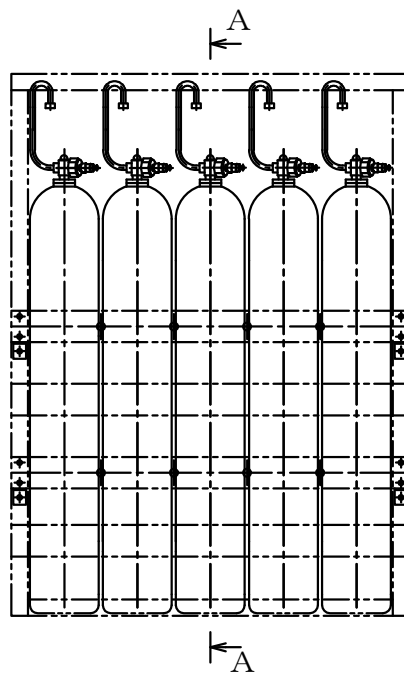


A～A矢視図

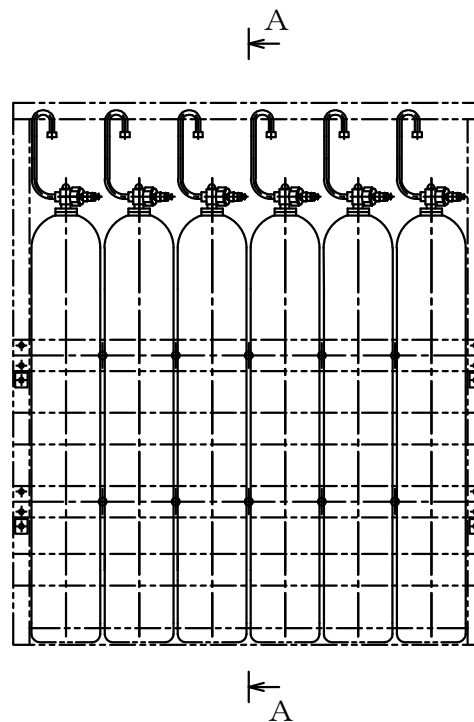


- 注1 : 寸法はmmを示す。
 注2 : 特記なき寸法は公称値を示す。

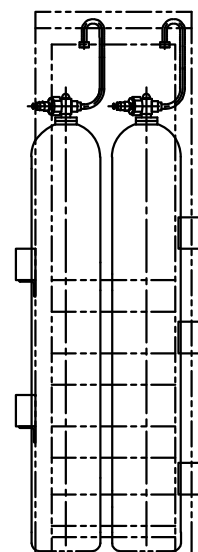
工事計画認可申請		第9-3-2-4-2-1図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機		
名 称	その他発電用原子炉の附属施設のうち 火災防護設備のうち消火設備 (二酸化炭素消火設備)の構造図	
	用	
	二酸化炭素ボンベ	
	東京電力ホールディングス株式会社	



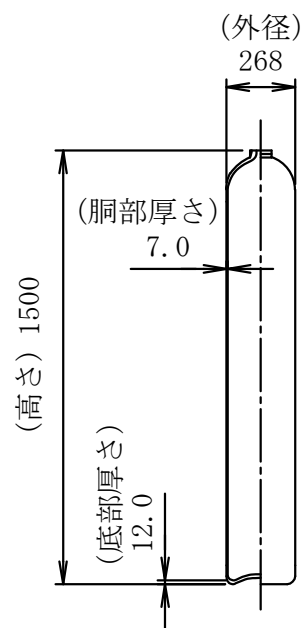
6802列10本用ボンベラック設置



6802列12本用ボンベラック設置



A～A矢視図



注1 : 寸法はmmを示す。

注2 : 特記なき寸法は公称値を示す。

工事計画認可申請		第9-3-2-4-2-2図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機		
名称	その他発電用原子炉の附属施設のうち	
	火災防護設備のうち消火設備	
	(二酸化炭素消火設備)の構造図	
	用	
二酸化炭素ボンベ		
東京電力ホールディングス株式会社		

第 9-3-2-4-2-1～2 図 その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備
（二酸化炭素消火設備）の構造図 別紙

工事計画記載の公称値の許容範囲

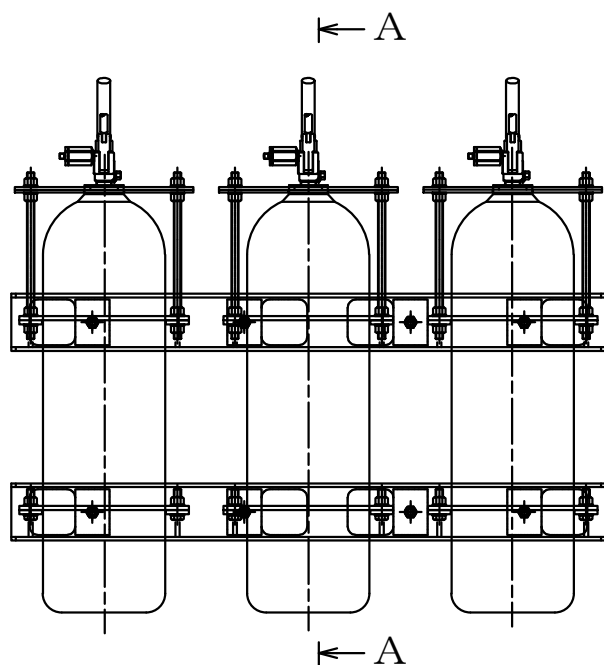
[容器類]

用二酸化炭素ポンベ及び

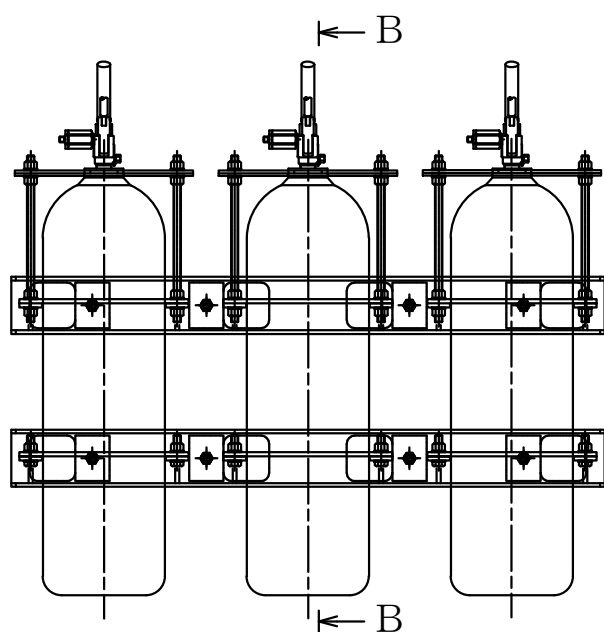
用二酸化炭素ポンベ

主要寸法 (mm)		許容範囲	根 拠
外径	268	± 2. 6mm	製造能力，製造実績を考慮したメーカ基準
高さ	1500	± 10mm	同上
胴部厚さ	7. 0	+ 規定しない － 1. 1mm	同上
底部厚さ	12. 0	+ 規定しない 0mm	同上

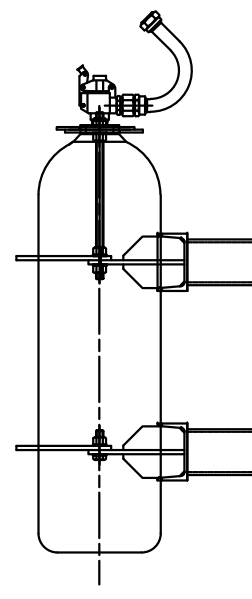
注：主要寸法は，工事計画記載の公称値を示す。



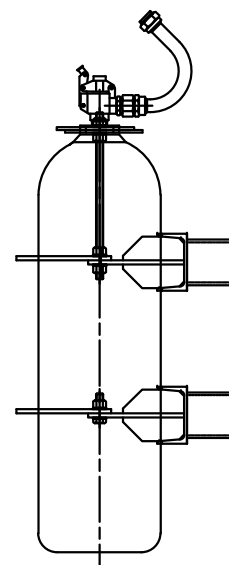
□ 0壁掛3本用ボンベラック設置



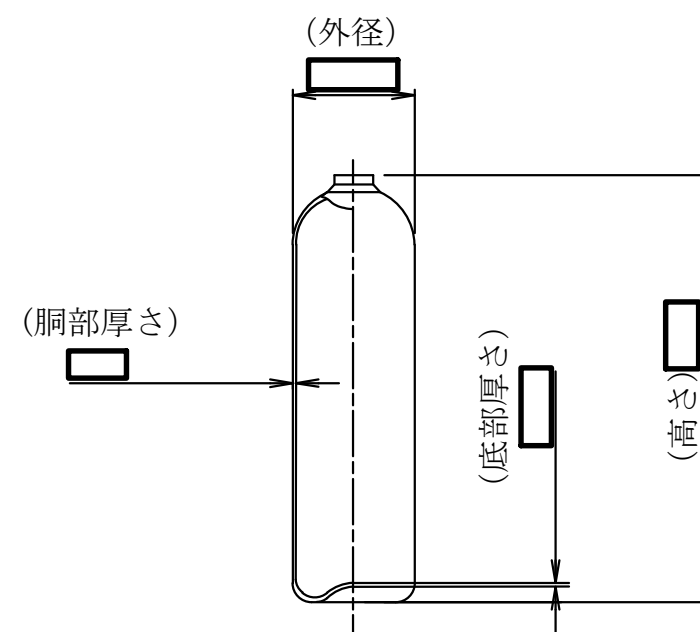
□ 0壁掛3本用ボンベラック設置



A～A矢視図



B～B矢視図



注1 : 寸法はmmを示す。
注2 : 特記なき寸法は公称値を示す。

工事計画認可申請		第9-3-2-4-7-1図
柏崎刈羽原子力発電所第7号機		
名称	その他発電用原子炉の附属施設のうち 火災防護設備のうち消火設備 (中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備)の構造図 中央制御室床下フリーアクセス フロア消火設備用ハロゲン化物ボンベ	
	東京電力ホールディングス株式会社	

第 9-3-2-4-7-1 図 その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備のうち消火設備（中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備）の構造図 別紙

工事計画記載の公称値の許容範囲

[容器類]

中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備用ハロゲン化物ボンベ

主要寸法 (mm)		許容範囲	根 拠
外径			製造能力，製造実績を考慮したメーカー基準
高さ			同上
胴部厚さ			同上
底部厚さ			同上

注：主要寸法は，工事計画記載の公称値を示す。